

第4次 早島町地域福祉計画

令和 3年 3月
早 島 町

は じ め に

近年、少子高齢化の急速な進展や核家族化による生活様式の多様化などを背景として、地域でのつながりや助け合いが希薄化しており、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。高齢者世帯の増加、子育て家庭の孤立、ひきこもり、虐待や生活困窮、また、今後起こりうるかもしれない大規模災害発生時の対策等、新たな課題も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域コミュニティのあり方も変容しつつあります。



このような状況の中、子どもから高齢者まで、町民の誰もが住み慣れた地域社会の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、本町の第3次計画の期間が満了となることから、令和3年度からの6年間を計画期間とする「第4次早島町地域福祉計画」を策定いたしました。

策定にあたりましては、第3次計画の「みんなつながり 住み続けたいまち」の基本理念を引き継ぎ、「自助・互助・共助・公助」を基本とした考え方に基づき、地域住民すべてで支え合う福祉の仕組みづくりに向け、早島町社会福祉協議会をはじめとして、関係機関・団体と行政とが一体となって取り組むべき基本目標や施策の展開を示す計画といたしました。

基本理念の実現に向けて、地域福祉の主役である町民の皆様と力を合わせて、本計画を推進してまいります。

最後に、本計画を策定するにあたり、ご協力いただきました第4次早島町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

早 島 町 長 中 川 真 寿 男

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ及び目的	2
3. 計画の期間及び進行管理	3
4. 計画の策定体制	4
第2章 早島町の現状	5
1. 人口動態	5
2. 制度の利用状況	14
3. 地域福祉活動の状況	16
4. 交通手段の利用状況	22
5. アンケート調査結果	25
第3章 計画の基本理念と基本目標	34
1. 計画の基本理念	34
2. 計画の基本目標	34
3. 計画の体系	35
第4章 取組の主体と圏域	36
1. 地域福祉を推進するための地域の範囲の考え方	36
2. 取組の主体と圏域	36
第5章 地域福祉施策の展開	38
1. 地域でお互いに支え合うまちをつくる	38
2. みんなに優しいまちをつくる	42
3. 健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる	45
4. 安全で快適な環境をつくる	49
第6章 計画の推進体制	53
1. 関係機関等との連携・協働	53
2. 町民、各組織への啓発の推進	53

3. 計画の見直し	54
資料編	55
1. 早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱	55
2. 早島町地域福祉計画の策定経過	56
3. 早島町地域福祉計画策定委員会委員名簿	57
4. 関連計画における調査概要	58
5. 用語解説（あいうえお順）	60

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

核家族化の進展や単身世帯の増加等によって地域のつながりは以前に比べ弱くなっており、地域コミュニティとほとんど接触がない社会的に孤立した人や、様々な問題を抱えているものの公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にある人、「ダブルケア※」「8050 問題※」などの複合的な課題を抱えている人が増えています。

平成30年に西日本を中心に記録された集中豪雨では本町においても床下浸水等の被害を受けました。各地で自然災害が頻発し、報道等を通じて被害の状況を目の当たりにすることで、町民の多くが自然災害の恐ろしさを実感し、不安を募らせていると想像されます。また、令和元年末に検出された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大は日本にも大きな影響をもたらしています。国、県は「新しい生活様式」の定着を目指していますが、今後、新型コロナウイルスが地域コミュニティのあり方そのものをも変容させる可能性があります。

このように、本町をめぐる大きな社会的変化の中にあつて、従来の「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」といった町民の属性ごとに課題を捉えることに限界が生じています。また、災害発生時など「いざという時」に備えて、地域の支え合いの重要性が町民の中で再認識されつつある中、地域福祉の重要性がますます高まっていると考えます。

本町では「第3次早島町地域福祉計画」を平成28年3月に策定し、基本理念である「みんなつながり 住み続けたいまち」の実現に向け取組を推進してきました。この度、計画期間が満了したことから、地域福祉における4つの助（自分自身でできることは自ら行う「自助」、自分だけでは解決できないことは地域の中の助け合いで解決をする「互助」、介護保険制度など制度化された相互扶助で解決をする「共助」、行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る「公助」）の連携を強化することにより、先に述べた社会変化に対応できるよう計画を見直し、「第4次早島町地域福祉計画」を策定するものです。

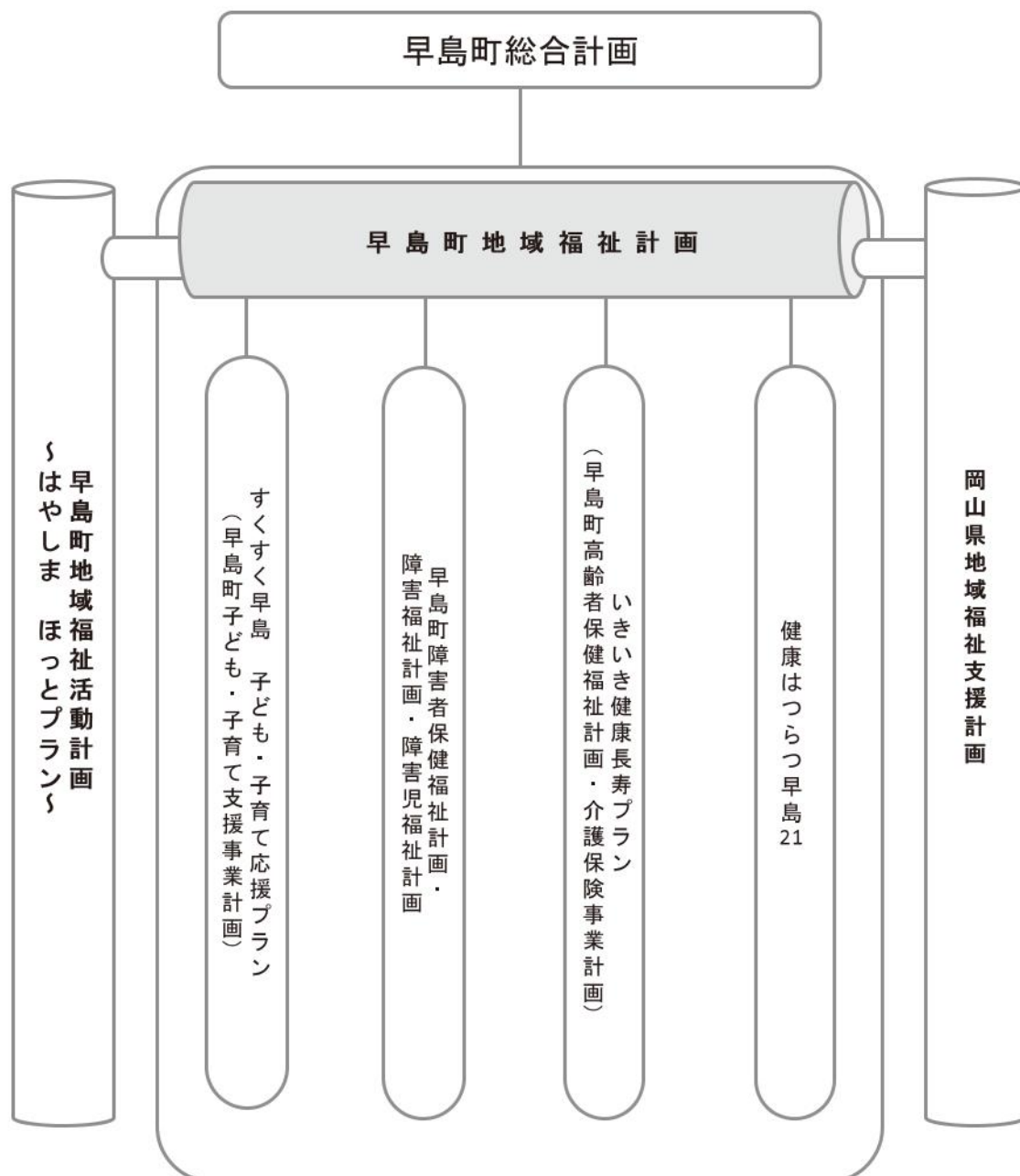
※の付いている用語については、60 ページからの用語解説をご覧ください。

2. 計画の位置づけ及び目的

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条並びに 108 条に基づく行政計画です。

「早島町総合計画」の下位計画として位置づけられ、町の福祉分野計画の上位計画として、健康や高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉の各分野における共通事項を定め、地域福祉活動への住民の参加を促し、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、本町で地域福祉の中核的役割を担う早島町社会福祉協議会が地域福祉活動を具体的に公示し、地域住民や関係機関、関係団体などが相互協力しながら、地域が抱えるさまざまな福祉課題の解決を目指すことを目的に策定する「早島町地域福祉活動計画」や岡山県が策定する「岡山県地域福祉支援計画」と連携を図ります。



3. 計画の期間及び進行管理

本計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
早島町総合計画	→	第5次						→
早島町地域福祉計画	→	第4次 (本計画)					→	第5次
いきいき健康長寿プラン (早島町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)	→	第8期	→	→	第9期	→	→	第10期
早島町障害者保健福祉計画				→	第4期	→	→	→
早島町障害福祉計画・ 早島町障害児福祉計画	→	第6期	→	→	第7期	→	→	第8期
健康はつらつ早島21	第3次	→	→	→	→	第4次	→	→
すくすく早島 子ども・子育て 応援プラン(早島町子ども・子育て 支援事業計画)	第2期	→	→	→	→	第3期	→	→

早島町地域福祉活動計画 ～はやしま ほっとプラン～	-----→	第2次	→	→	→	→	→	第3次
------------------------------	--------	-----	---	---	---	---	---	-----

4. 計画の策定体制

(1) 各種アンケート調査結果や進捗状況の分析

関連各種計画（第2期すくすく 早島子ども・子育て応援プラン（早島町子ども・子育て支援事業計画）、第8期高齢者保健福祉計画、早島町第3期障害者保健福祉計画、第3次健康はつらつ早島 21）におけるアンケート調査結果や早島町社会福祉協議会が行った早島町地域福祉活動計画「はやしまほっとプラン」の進捗状況を活用しました。

(2) 早島町地域福祉計画策定委員会による審議

計画案を検討する場として、「早島町地域福祉計画策定委員会」を設置し、令和2年7月から令和3年1月まで計4回の会議を行いました。

この「早島町地域福祉計画策定委員会」には、学識経験者や関係機関から参画いただき、13名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきました。

(3) 計画素案の公表、町民からの意見募集

令和2年12月に計画素案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

第2章 早島町の現状

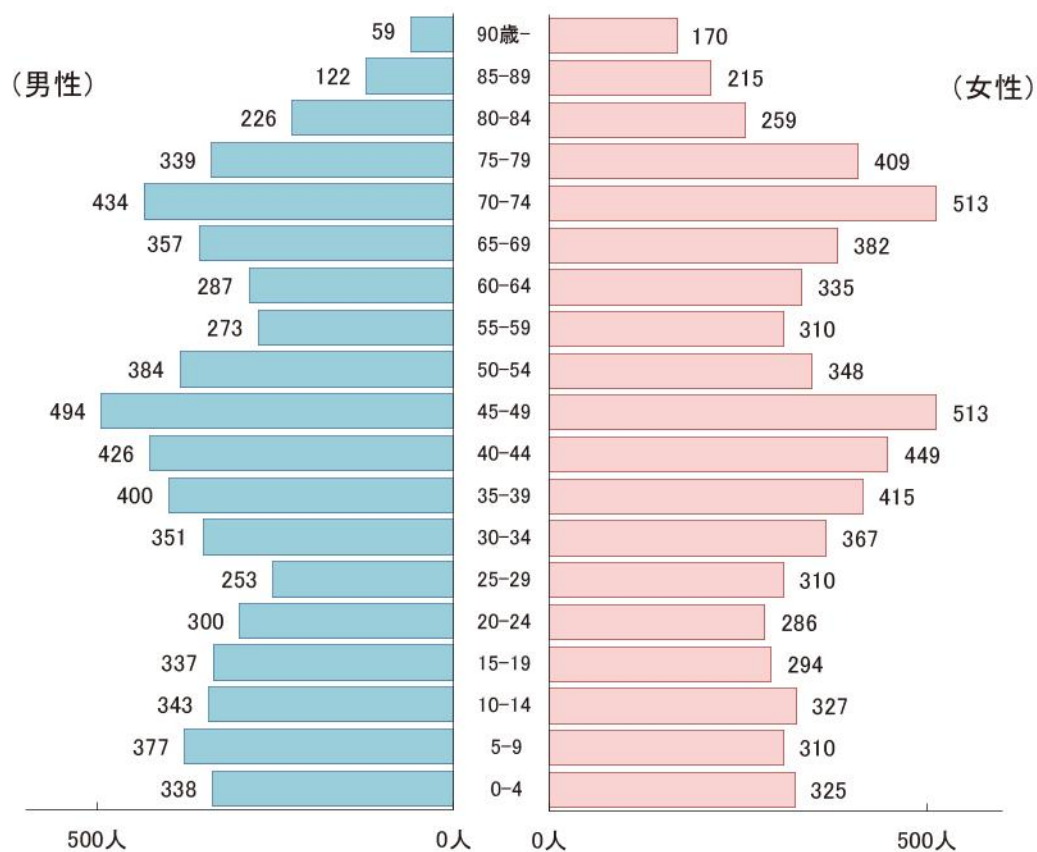
1. 人口動態

(1) 人口構成

本町の人口は令和2年4月1日現在で、男性 6,100 人、女性 6,537 人、合計 12,637 人となっています。

年齢階層別にみると、男性、女性ともに「70～74 歳」と「45～49 歳」が多くなっています。また、男性、女性ともに「45～49 歳」から「25～29 歳」の階層にかけて、年齢階層が下がるほど人口が減少していることがわかります。

図表 1 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

(2) 早島町の人口ビジョン

早島町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）によると、総人口は、令和 12 年まで上昇を続け、その後は横ばいに推移することが予想されています。また、年齢区分別にみると、「15 歳未満」及び「15～64 歳」の人口は平成 27 年以降増加に転じ、その傾向は「15 歳未満」は令和 12 年、「15～64 歳」は令和 17 年まで続くことが見込まれています。一方、「65 歳以上」の人口は令和 2 年に 1 度目のピークをむかえ減少に転じるも、団塊ジュニア世代が 65 歳となる令和 22 年から再度増加することが見込まれています。

図表 2 人口の実績値及び推計値



資料：平成 22 年及び平成 27 年は国勢調査、令和 2 年以降は早島町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

(3) 高齢者の人口及び世帯数

高齢者人口の推移をみると、一貫して前期高齢者※は減少、後期高齢者※は増加しており、平成 31 年までは前期高齢者人口が後期高齢者人口を上回っていましたが、令和 2 年には逆転しています。

図表 3 早島町人口の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
総人口	12,287	12,379	12,484	12,588	12,637
65 歳以上人口	3,383	3,452	3,454	3,479	3,485
前期高齢者人口	1,841	1,841	1,762	1,742	1,686
後期高齢者人口	1,542	1,611	1,692	1,737	1,799

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

65 歳以上の親族のいる世帯数をみてみると、平成 7 年以降一貫して増加しています。世帯分類別にみると、高齢者夫婦世帯及び高齢者単身世帯の増加が著しく、平成 7 年から平成 27 年にかけて、高齢者夫婦世帯は約 2.5 倍、高齢者単身世帯は約 2.9 倍になっています。

図表 4 早島町世帯数の推移

(単位：世帯)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総親族世帯数	3,419	3,749	4,009	4,187	4,343
65 歳以上の親族のいる世帯	1,195	1,424	1,609	1,798	2,060
高齢者夫婦世帯	273	338	457	539	673
高齢者単身世帯	142	194	266	328	414
高齢者同居世帯	780	892	886	931	973

資料：国勢調査

(4) 世帯数・世帯当たり人数

国勢調査によると、世帯数は年々増加していますが、1 世帯当たり人数は年々減少し、平成 27 年には 1 世帯当たり人数は 2.80 人と核家族化が進展していることがわかります。

図表 5 世帯数の推移

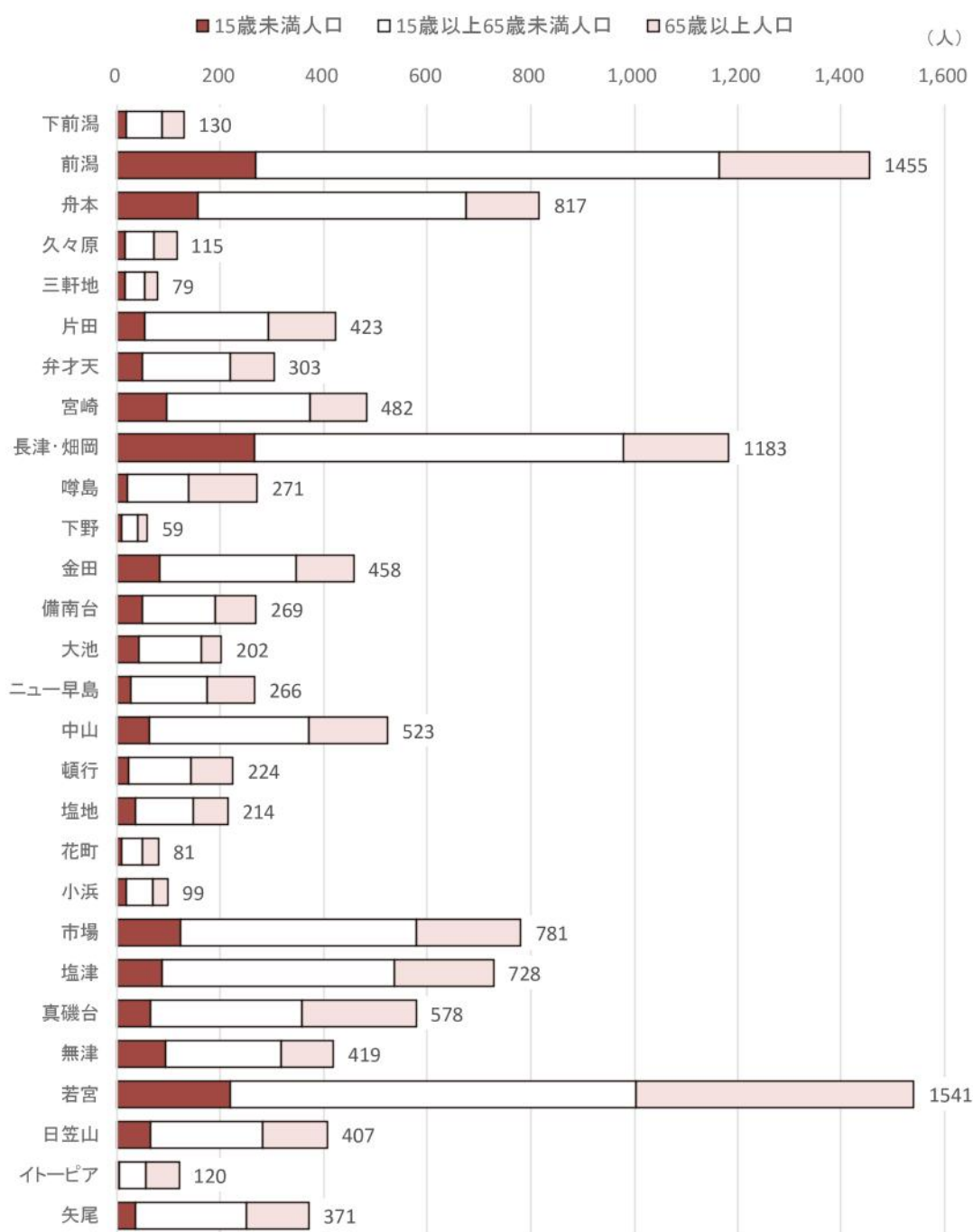


資料：国勢調査

(5) 地区別の人口

地区別に人口をみると、「前潟」「長津・畑岡」「若宮」の人口が多くなっています。また、「樽島」「若宮」「イトーピア」は、その他の地区に比べ65歳以上人口の割合が高くなっています。

図表 6 地区別の人口

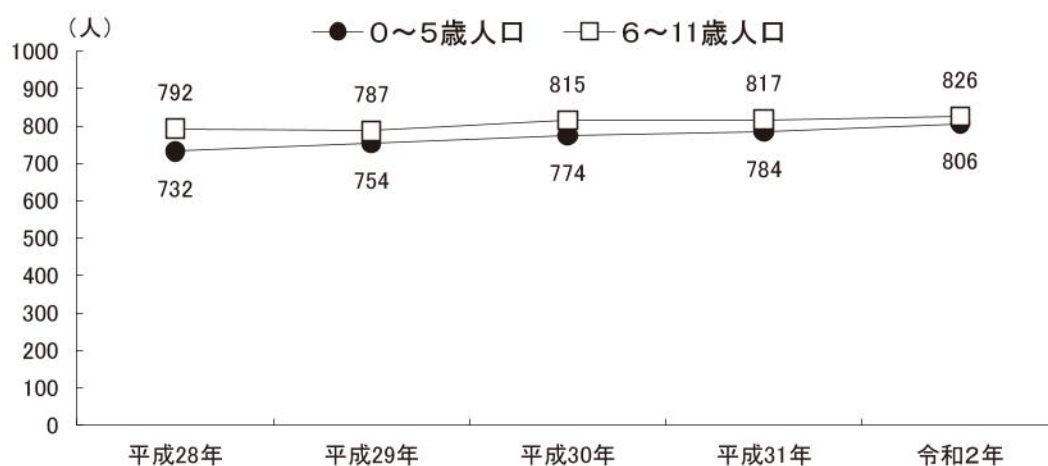


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

(6) 就学前・小学校人口

児童人口をみると、令和2年4月1日現在、0～5歳人口は806人、6～11歳人口は826人となっており、緩やかに増加しています。

図表 7 就学前・小学校人口

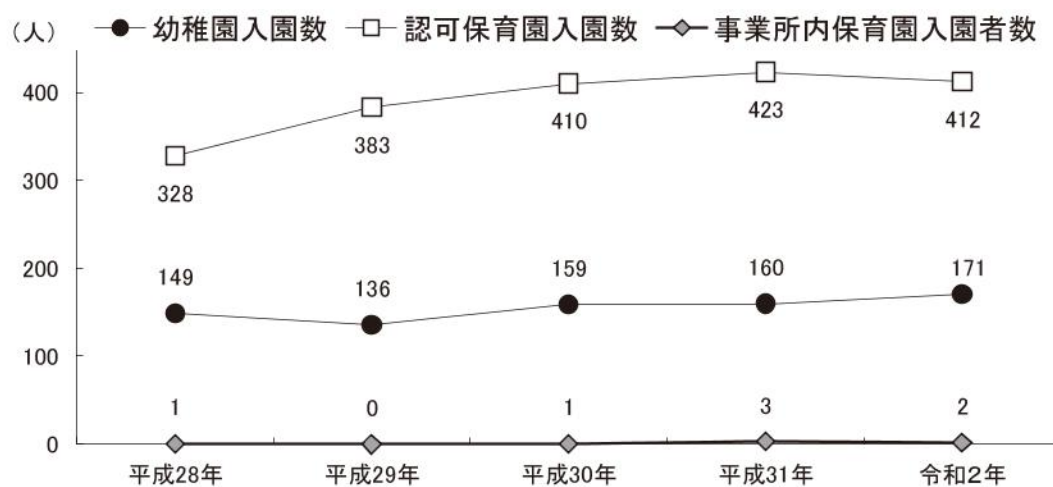


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7) 幼稚園入園数・保育園入園数

保育園入園数は増加傾向にありましたが、令和2年は若干減少しています。幼稚園入園数は平成29年から緩やかに増加し続けています。

図表 8 幼稚園入園数・保育園入園数



資料：健康福祉課、学校教育課調べ

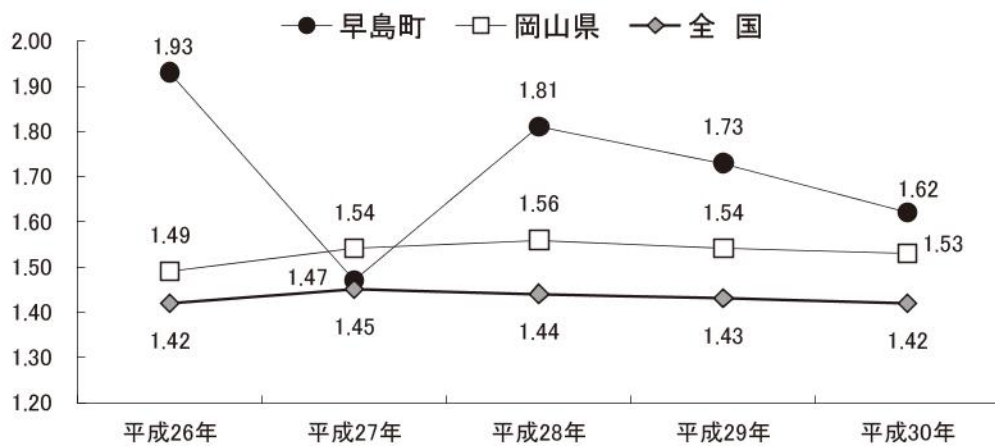
（認可保育園、事業所内保育園は各年4月1日、幼稚園、認定こども園は各年5月1日）

○平成30年から令和2年までの認定こども園入園者1名は幼稚園に含む

(8) 合計特殊出生率※

合計特殊出生率の推移をみると、平成 28 年以降減少傾向にあり、平成 30 年は 1.62 となっています。

図表 9 合計特殊出生率の推移

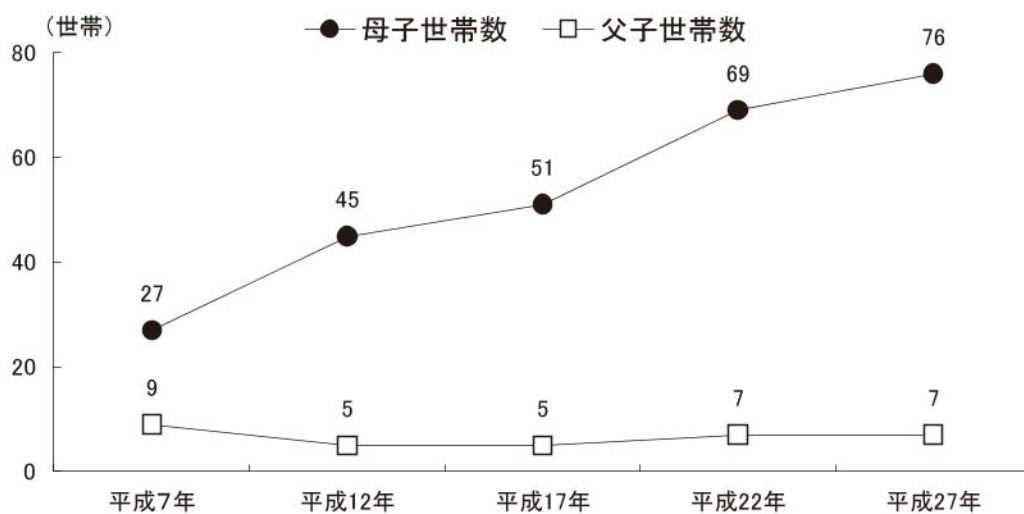


資料：全国及び岡山県は人口動態統計、早島町は岡山県備中保健所

(9) ひとり親世帯

ひとり親世帯数をみると、父子世帯数は横ばい、母子世帯数は大きく増加しており、平成 27 年の世帯数は平成 7 年の約 2.8 倍に増加しています。

図表 10 ひとり親世帯の推移

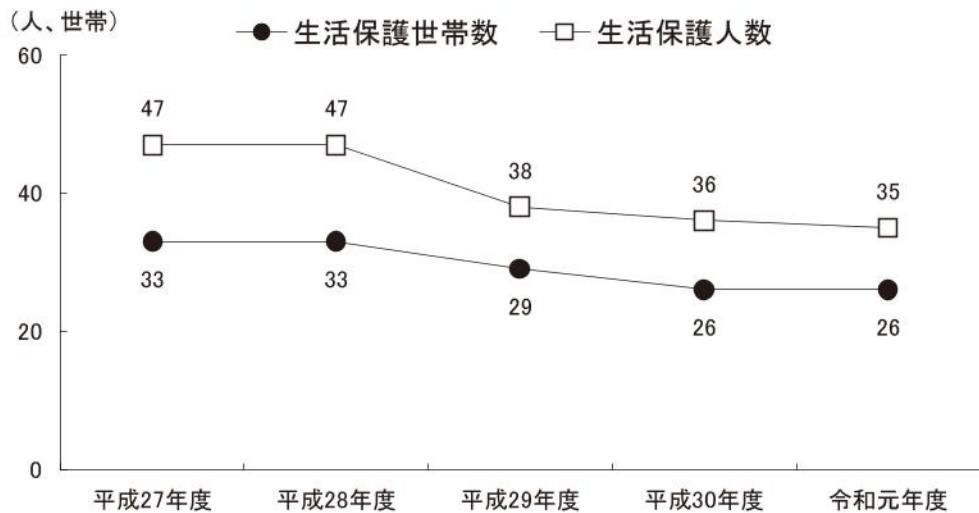


資料：国勢調査

(10) 生活保護世帯

生活保護世帯数は平成 27 年度（33 世帯）から令和元年度（26 世帯）にかけて 7 世帯減少、生活保護人数も平成 27 年度（47 人）から令和元年度（35 人）にかけて 12 人減少しており、ともに減少傾向にあります。

図表 11 生活保護世帯の推移

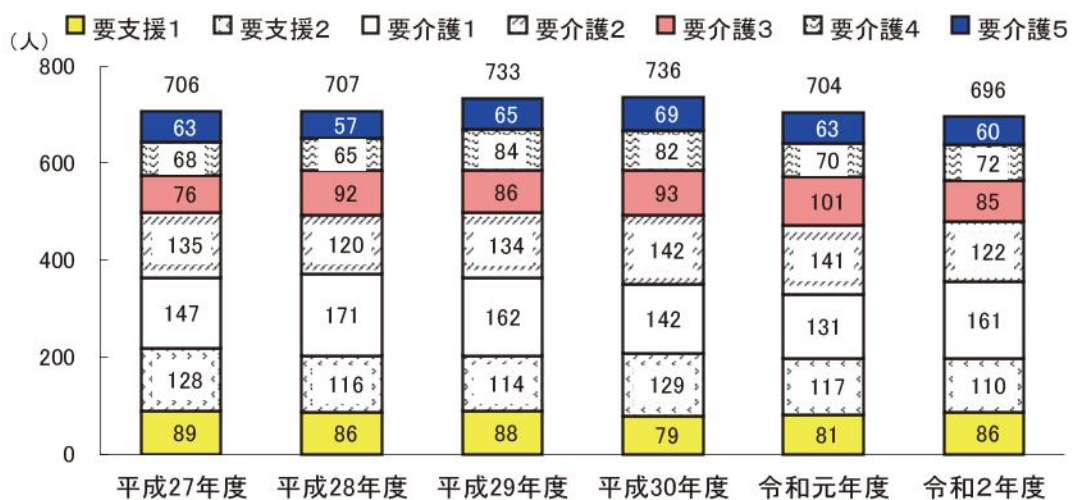


資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

(11) 要支援・要介護者

要介護認定者数をみると平成 30 年度の 736 人をピークに減少に転じており、令和 2 年度は 696 人となっています。

図表 12 要支援・要介護者数の推移

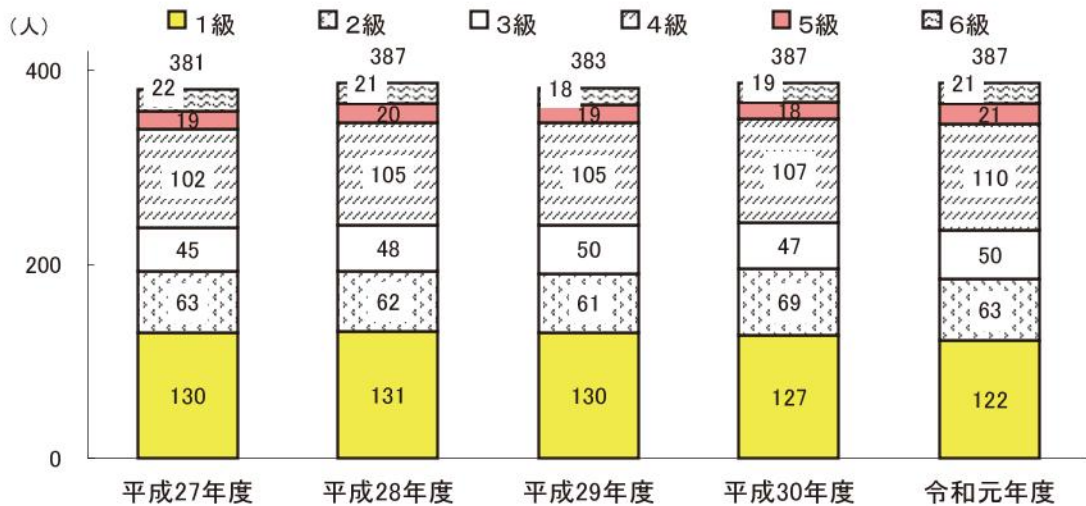


資料：介護保険事業状況報告月報（各年度 9 月末現在）

(12) 障がい者の状況

身体障害者手帳※保持者数は、横ばい傾向となっており、障がい等級別にみても大きな変化はみられません。

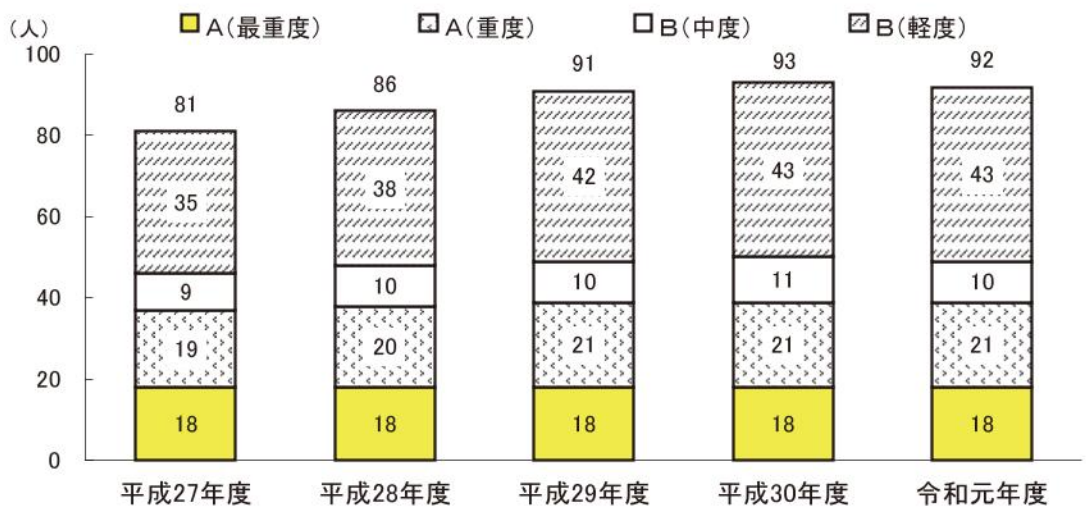
図表 13 身体障がい者数の推移



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

療育手帳※保持者数は増加傾向にありましたが、平成29年度から横ばい傾向を示しています。

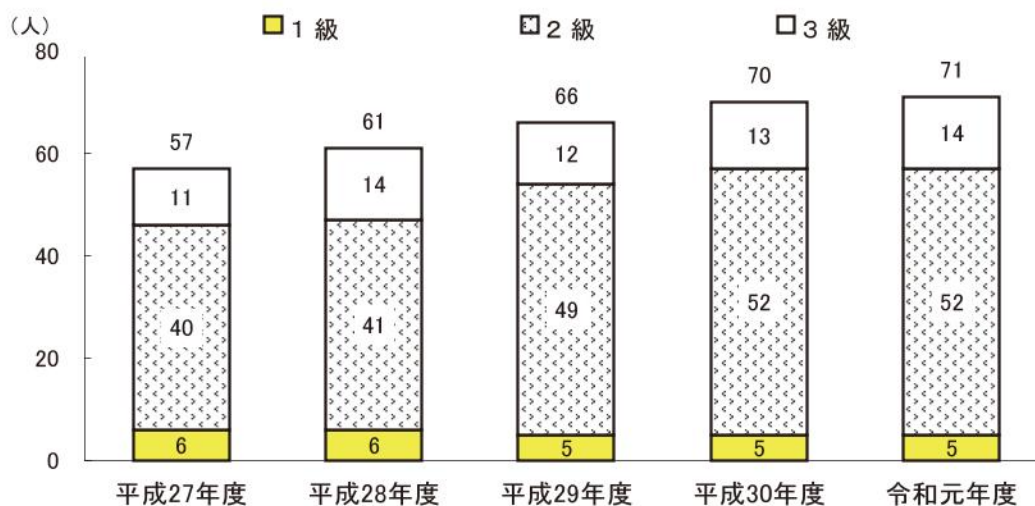
図表 14 知的障がい者数の推移



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

精神障害者保健福祉手帳[※]保持者数は増加傾向にあります。平成 27 年度から令和元年度にかけて、2 級の精神障害者保健福祉手帳保持者数が 12 人増加しています。

図表 15 精神障がい者数の推移



資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

(13) 外国人登録者数

外国人登録者数は上昇傾向にあり、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて約 3.6 倍に増加しています。

図表 16 外国人登録者数の推移

	(単位：人)				
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
外国人登録者数	28	27	52	77	102

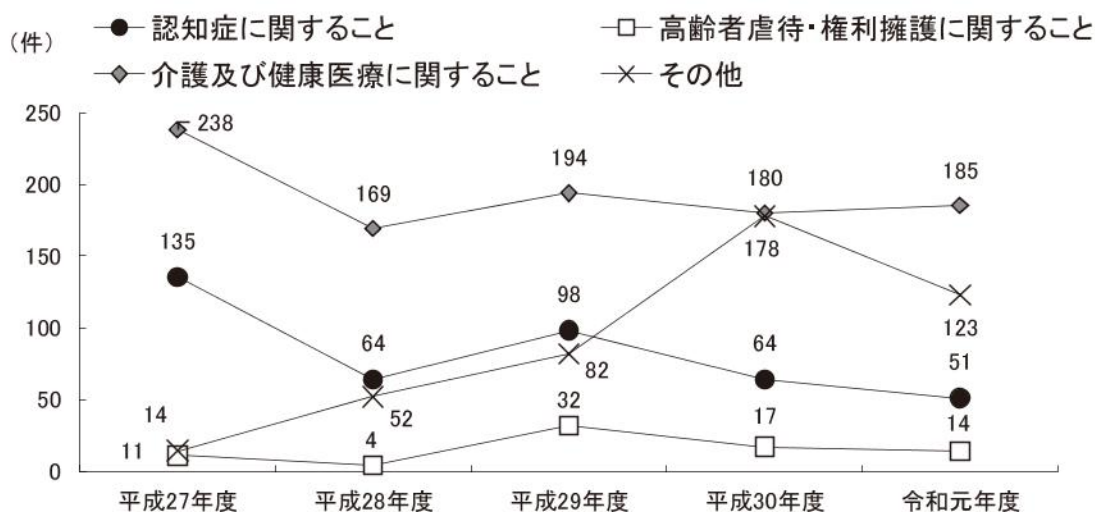
資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

2. 制度の利用状況

(1) 相談件数等の推移

高齢者の相談内容は「介護及び健康医療に関すること」が全ての年で最も多くなっていますが平成 28 年度から大きな変化はみられません。また、「認知症に関すること」「高齢者虐待・権利擁護に関すること」は平成 29 年度から減少傾向にあります。

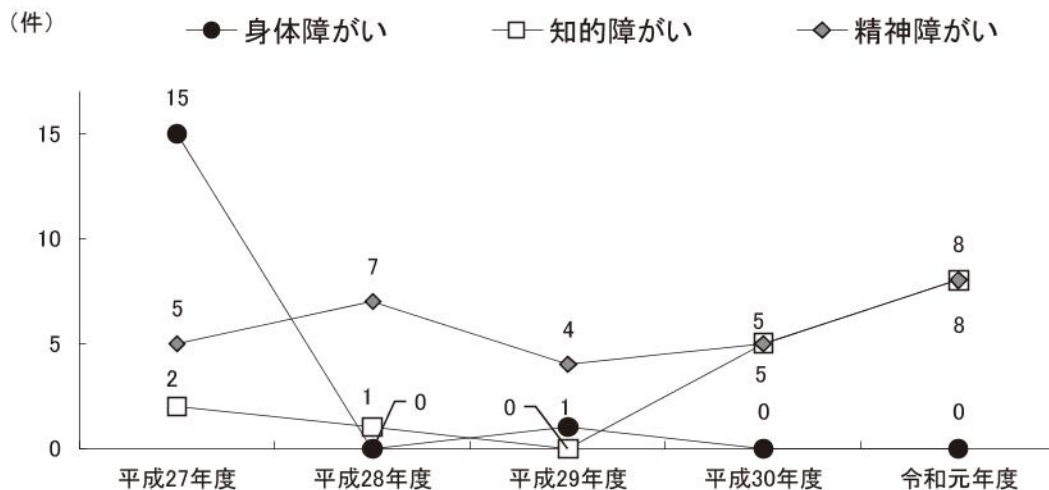
図表 17 高齢者相談内容別相談件数の推移



資料：早島町地域包括支援センター（各年度3月末現在）

障がい種別に障がいに関する相談件数をみると、身体障がいの相談件数は平成 27 年度に 15 件ありましたが、平成 28 年度以降は相談がほぼなくなっています。一方、知的障がい及び精神障がいの相談件数は平成 29 年度より増加傾向にあります。

図表 18 障がい種別相談件数の推移



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

ドメスティック・バイオレンス*に関する相談件数は、平成 29 年度まで 0 件でしたが、近年増加しています。

図表 19 ドメスティック・バイオレンスに関する相談件数の推移

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
ドメスティック・バイオレンス 相談件数	0	0	0	3	5

資料：まちづくり企画課（各年度 3 月末現在）

児童虐待に関する相談件数は 0 件から 2 件で推移しています。

図表 20 児童虐待に関する相談件数の推移

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
児童虐待相談件数	1	0	1	2	1

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

40 歳以上の人を対象とした保健師による健康相談の参加延人数は、回数が減少したこともあり、減少しています。

図表 21 保健師による健康相談の開催数と参加延人数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
回数（回）	3	3	3	2	2
参加延人数（人）	77	76	50	49	47

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

40 歳以上の人を対象とした栄養士による健康相談の参加延人数は、減少傾向にありましたが、令和元年度は 28 件に増加しています。

図表 22 栄養士による健康相談の開催数と参加延人数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
回数（回）	6	5	5	4	2
参加延人数（人）	38	23	23	13	28

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

保育相談は、実人数、延人数ともに平成 29 年度をピークに減少しています。

図表 23 保育相談の実人数と延人数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
実人数	67	103	105	92	80
延人数	157	251	299	222	165

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

3. 地域福祉活動の状況

(1) 民生委員・児童委員※

令和2年4月1日現在、19人の民生委員、2人の児童委員が、地域住民の福祉にかかわる相談にのったり、関係機関と連携をとりながら必要なサービスの利用を援助したりし、社会福祉の増進に努めています。

図表 24 民生委員・児童委員の推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
民生委員	21	21	21	21	19
児童委員	2	2	2	2	2

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(2) 愛育委員※・栄養委員※

令和2年4月1日現在、38人の愛育委員、31人の栄養委員が、健康づくりの推進や食生活改善活動を通じて一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう取り組んでいます。愛育委員、栄養委員ともに増加傾向にあります。

図表 25 愛育委員・栄養委員の推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
愛育委員	31	31	37	37	38
栄養委員	25	25	27	27	31

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(3) 福祉活動員

近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進めるため、地域住民の中から選出され、町社会福祉協議会会長から委嘱を受けて79名の福祉活動員が活躍しています。

図表 26 福祉活動員の推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
福祉活動員	78	79	83	78	79

資料：早島町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(4) NPO※活動

町内では、7つのNPO法人がさまざまな活動を行っています。

図表 27 早島町のNPO法人一覧

団体名	活動内容
夢ポケット	高齢者の在宅介護支援・子育て支援活動
若年自立就労支援者ネットワーク浜崎塾	若年者の就労支援活動
城山うさぎ	障がい者の自立・共生支援（地域活動支援センター運営）活動
宇喜多堤見守り監視隊	不法投棄監視・回収活動、用水路清掃、落書き消去・監視活動、環境学習、指導活動、植栽事業
はやしま楽市	地元特産品の創造及び朝市の運営事業
ふれあいネットはやしま	自主的な公益活動を行うグループや個人（ボランティア、NPO、自主防犯組織等）の支援活動
シェアラボ	資源や技術、体験のシェアによるライフサポートの促進、資源循環とリユースによる環境保護、地域振興事業

資料：まちづくり企画課

(5) その他ボランティア活動団体

町内の、その他のボランティア活動団体は以下のとおりです。

図表 28 ボランティア活動団体一覧

団体名	活動内容
多聞会	町おこしボランティア
手話ボランティアいぐさ	手話
早島要約筆記サークル‘ぺんしる’	要約筆記
はやしま朗読ボランティア福来朗	朗読
学習支援ボランティア	学習支援
パソボラはやしま	パソコン操作等支援
絵手紙ボランティアやまびこ	絵手紙
日曜大工ボランティアとんかち	日曜大工
はやしま本だいすきの会	図書館ボランティア
おはなしの会かたつ夢り	
布絵本の会	
運転ボランティアくるりん	運転ボランティア
コミュニケーション麻雀を広める会	コミュニケーション麻雀
わが町の暮らしの応援団	生活支援ボランティア

資料：学校教育課、生涯学習課、早島町社会福祉協議会

(6) 当事者活動団体

それぞれの団体が、関係機関と連携を図りながら、情報交換・研修・親睦・地域との交流を行っています。

図表 29 当事者活動団体一覧

団体名
老人クラブ
婦人会
ブロンズクラブ（ひとり暮らしの高齢者の会）
在宅介護者の会
身体障がい者福祉協会
早島つばさの会（知的障がい者保護者会）
ほのぼの会（精神障がい者家族会）
喜楽会（難病患者の会）

資料：健康福祉課、生涯学習課、早島町社会福祉協議会

(7) シルバー人材センター会員・老人クラブ会員

シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者が、働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献するための組織です。会員数は平成 29 年度をピークに減少しています。

老人クラブは、高齢者が高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを推進するための団体です。会員数は、平成 27 年度から減少しています。

図表 30 シルバー人材センター会員数・老人クラブ会員数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
シルバー人材センター会員数	128	136	138	127	126
老人クラブ会員数	1,380	1,307	1,282	1,263	1,252

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

(8) 自主防災組織・婦人会・子ども会

自主防災組織の数および婦人会・子ども会の会員数は以下のとおりです。

図表 31 自主防災組織・婦人会員数・子ども会員数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
自主防災組織数（団体）	21	22	22	22	22
婦人会員数（人）	159	128	126	114	95
子ども会員数（人）	481	468	442	377	441

資料：総務課、生涯学習課（各年度 3 月末現在）

(9) ふれあい給食・ふれあいいきいきサロン

現在 8 つの給食ボランティア団体が、町内のコミュニティハウスなどで会食形式による給食サービス活動を通じ、高齢者や障がい者の方の食事準備負担の軽減やふれあいの場の提供を行っています。

図表 32 ふれあい給食について

団体名	設立年	ボランティア数（人）	利用者数（人）
クローバー	平成 3 年	5	14
コスモス	平成 3 年	13	20
たんぽぽ	平成 4 年	9	20
スプリング	平成 4 年	6	17
スマイル若宮	平成 7 年	22	30
マスカット	平成 10 年	6	19
ひまわり	平成 10 年	6	20
市場撫子の会	平成 19 年	8	20

資料：早島町社会福祉協議会（令和 2 年 3 月末現在）

ふれあいを通して仲間づくりの輪を拡げ、地区内の情報交換の場として高齢者等の不安や悩みの解消を図り、日常的な声かけや気配りができる支え合いの風土を醸成することを目指し、24のふれあい・いきいきサロンが現在活動しています。

図表 33 ふれあい・いきいきサロンについて

ふれあい・いきいきサロン名	対象自治会	開催場所
四つ葉会前潟	前潟・下前潟	前潟公民館
しゃべろうかい	宮崎	宮崎公民館
中山ふれあいサロンさつき会	中山	中山公民館
いきいきサロン市場	市場	さつき荘
弁才天井戸端喫茶	弁才天	弁才天公民館
サロン・ひだまり	備南台	備南台公民館
なしづ会	無津	無津公民館
日笠山さくら会	日笠山	日笠山公民館
喫茶とよく	頓行	頓行公民館
いきいきサロン三軒地	三軒地	三軒地公民館
塩津いきいきサロン	塩津	塩津公民館
サロン市場健康促進の会	市場	市場公民館
いきいきサロン久々原	久々原	久々原公民館
片田ふれあいサロン	片田	片田公民館
舟本コミュニケーションクラブ	舟本	オアシス早島
喜楽亭	若宮	大谷荘
ふれあいサロン噂島	噂島	噂島公民館
金田いきいきサロンにじ	金田	西コミュニティハウス
長津・畑岡ほっとサロン	長津・畑岡	いぶき荘
イトーピア早島サロン	イトーピア	イトーピア集会所
サロン矢尾	矢尾	矢尾公民館
ニュー早島にここサロン	ニュー早島	ニュー早島荘
下野のんびり友の会	下野	下野公民館
すまいるサロン小浜	小浜	3匹の子ブタ

資料：早島町社会福祉協議会（令和2年4月現在）

(10) 町民活動支援センター

ボランティア活動の紹介や、団塊世代の地域へのソフトランディング*のきっかけづくり等を目的とし、町民活動支援センターは平成 18 年に開設されました。令和元年度は、2,008 人の町民に利用されています。

図表 34 町民活動支援センター利用者数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
町民活動支援センター利用者数	1,884	2,084	2,472	2,020	2,008

資料：町民活動支援センター（各年度 3 月末現在）

(11) 福祉サービス提供事業所

福祉サービス提供事業者は、障がい児・者や高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に生活できるよう、一人ひとりのニーズにあったサービスを提供しています。

図表 35 福祉サービス提供事業所の推移

(単位：か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障がい福祉サービス事業 (施設含む)	8	8	8	10	10
介護サービス事業	9	9	9	9	9
児童福祉施設	3	3	4	5	6

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

4. 交通手段の利用状況

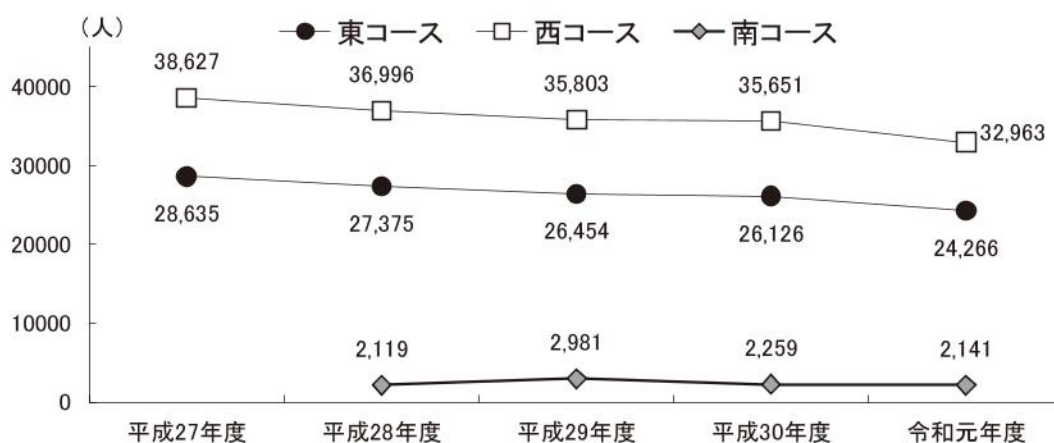
(1) コミュニティバス

早島町ではコミュニティバスとして従来から運行されている東コース、西コースと平成 28 年度から新設された南コースの計 3 路線 5 系統で運行しています。運行日は、定期運行は日曜日から金曜日（土・祝日を除く）、臨時運行は町主催全町行事日（土・祝日等）で、料金は無料です。

①利用者数（定期運行）

東コース、西コースの利用者数は減少傾向にあります。南コースの運行が始まった翌年の平成 29 年度は、利用者数は増加しましたが、その後減少に転じています。

図表 36 コミュニティバス利用者数の推移

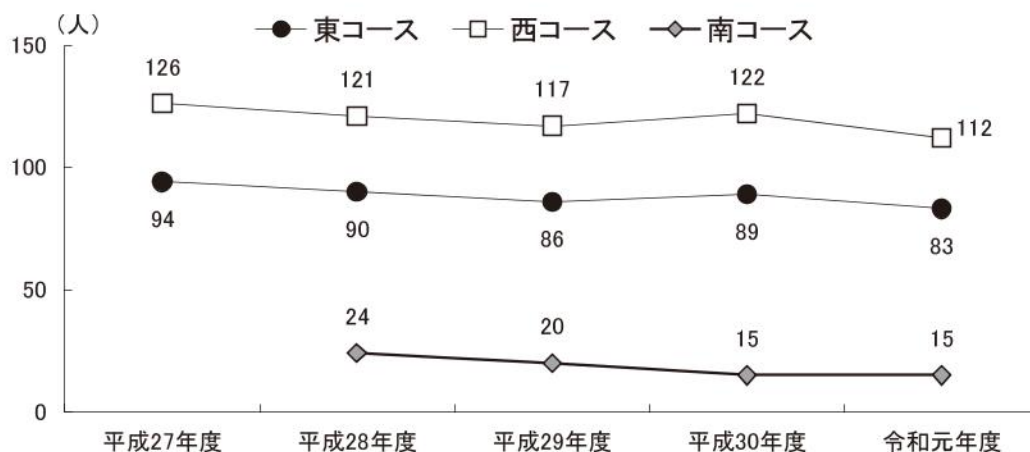


資料：まちづくり企画課（各年度 3 月末現在）

② 1 日平均利用者数

1 日の平均利用者数は平成 27 年度（南コースは平成 28 年）から令和元年度にかけて、東コースは 11 人、西コースは 14 人、南コースは 9 人減少しています。

図表 37 コミュニティバス 1 日平均利用者数の推移

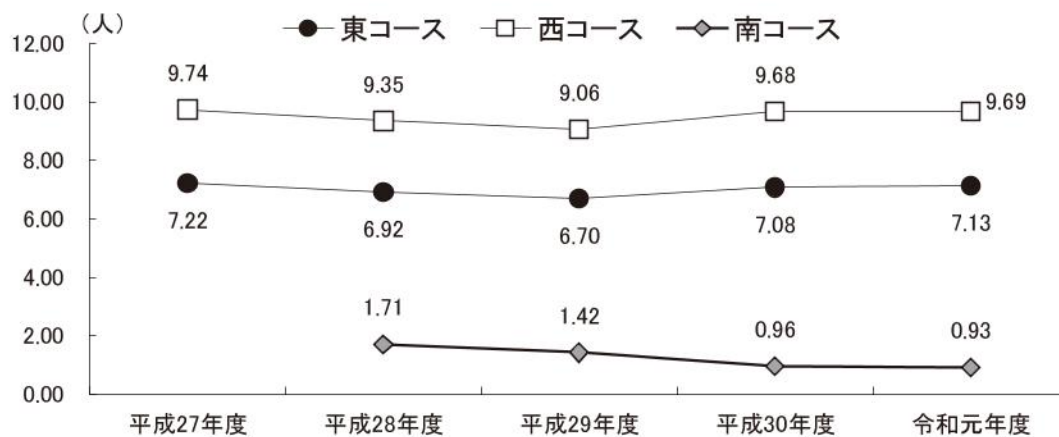


資料：まちづくり企画課（各年度 3 月末現在）

③ 1 便平均利用人数（定期運行）

1 便あたりの平均利用人数は、東コース、西コースは横ばい傾向、南コースは減少傾向にあります。

図表 38 コミュニティバス 1 便平均利用人数の推移



資料：まちづくり企画課（各年度 3 月末現在）

（2）福祉タクシー助成事業

高齢者や障がい者の社会参加、生活支援を図るため、高齢者や障がい者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成してきましたが、平成 30 年 4 月から運転免許証返納者、令和元年 11 月から 70 歳以上の町外移動者及び母子手帳を持つ妊婦の方も対象者に加わりました。それに伴い、タクシーチケットの交付者数は増加しています。

図表 39 タクシーチケット交付者数の推移

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
交付者数	183	179	187	300	683

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

(3) 高齢者乗合タクシー運行事業

地域の高齢者の外出や移動を支援し、日常生活の利便性の確保や社会参加などを促進するため、自治会が地域の実情に応じて乗合タクシーを運行する場合に、その料金の一部を助成しています。平成 29～30 年度までは 2 自治会と契約していましたが、令和元年度は 1 自治会のみとの契約となっています。また、交付者数も減少しています。

図表 40 高齢者乗合タクシーチケット交付者数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
交付者数	33	34	35	13	17

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

(4) 福祉有償運送事業(早島町社会福祉協議会)

平成 28 年 4 月から早島町社会福祉協議会が、自力で公共交通機関が利用できない方を対象に、住民参画により早島町社会福祉協議会に登録する町民が運転を行い、概ねタクシー料金の半額以下で自宅と目的地を送迎するサービスを開始しました。

図表 41 福祉有償運送事業の利用者数及び運行回数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
実利用者数（人）	23	21	15	23	18
運行回数（回）	85	116	88	70	130
延べ利用者数（人）	85	69	44	42	94

○平成 27 年度は試行期間の実績

資料：早島町社会福祉協議会（各年度 3 月末現在）

5. アンケート調査結果

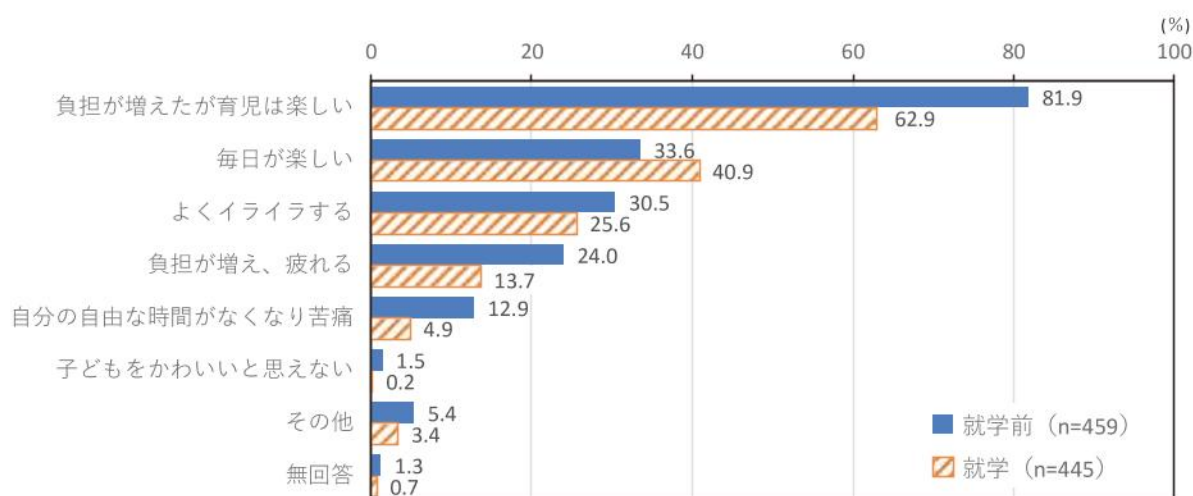
(1) 第2期すくすく早島子ども・子育て応援プラン

(第2期早島町子ども・子育て支援事業計画)

①子どもとの生活について

就学前・就学ともに「負担が増えたが育児は楽しい」と回答した割合が最も高くなっています。

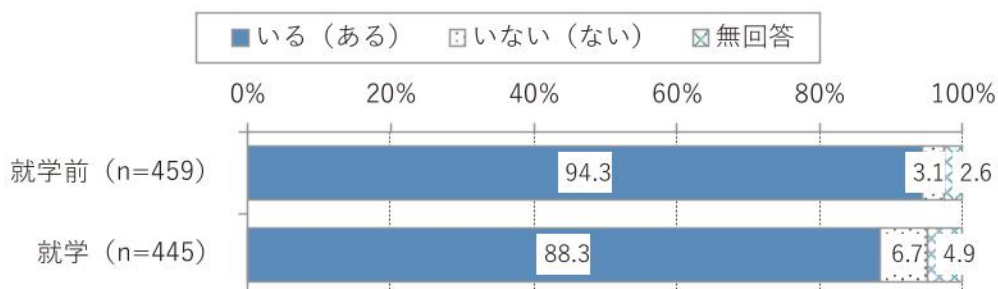
図表 42 保護者の子どもとの生活



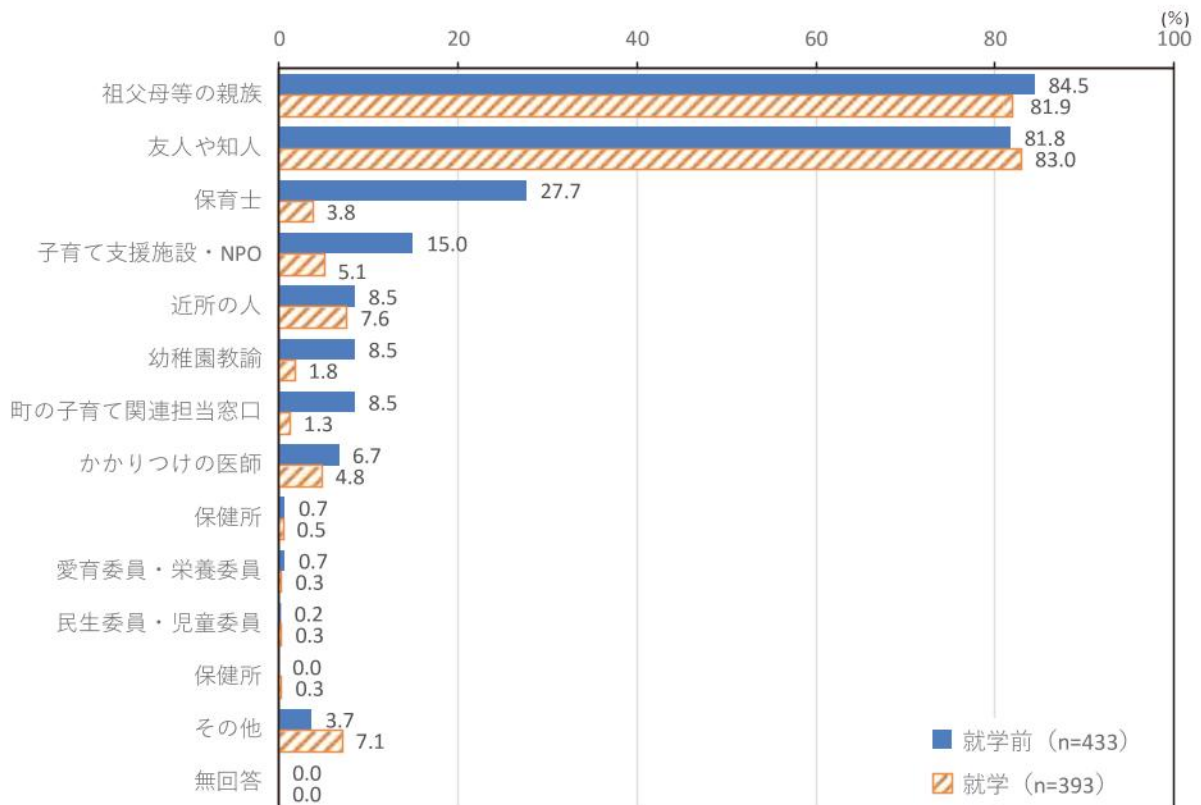
②育児の相談について

就学前・就学ともに、育児の相談相手が「いる（ある）」と回答した割合は約9割となっています。その相談相手は、就学前は「祖父母等の親族」(84.5%)、就学は「友人や知人」(83.0%)と回答した割合が最も高くなっています。

図表 43 保護者の育児の相談相手の有無



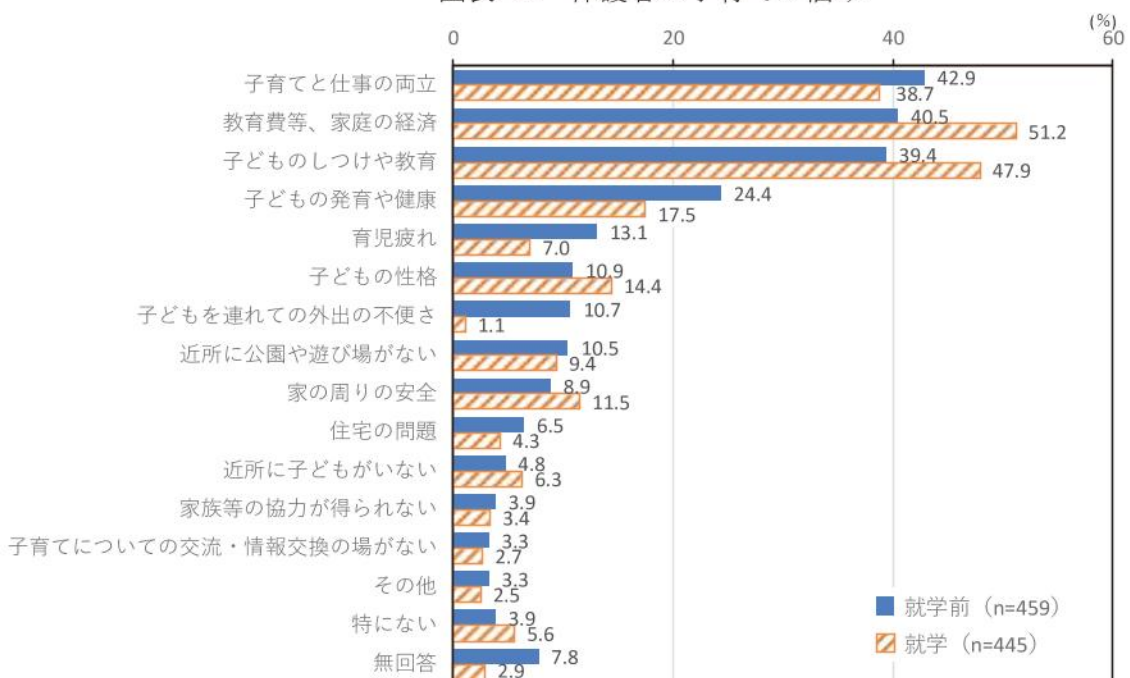
図表 44 保護者の育児の相談相手



③子育ての悩みについて

就学前・就学ともに「子育てと仕事の両立」「教育費等、家庭の経済」「子どものしつけや教育」と回答した割合が高くなっています。

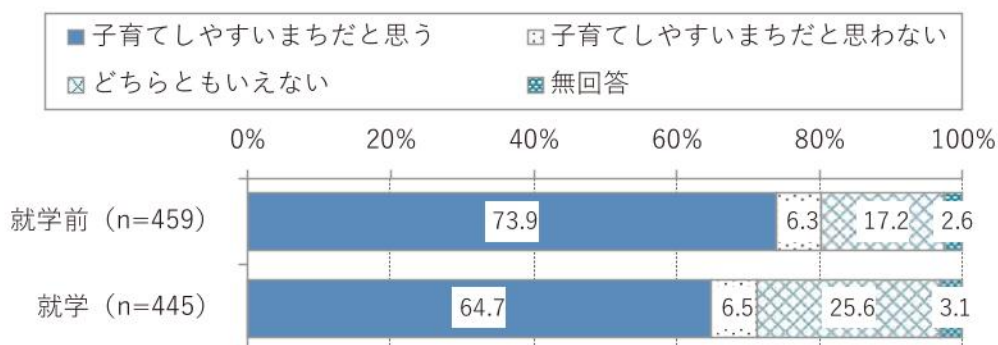
図表 45 保護者の子育ての悩み



④早島町について

就学前・就学ともに「子育てしやすいまちだ」と回答した割合が最も高くなっていますが、就学前は就学に比べて9.2ポイント高くなっています。

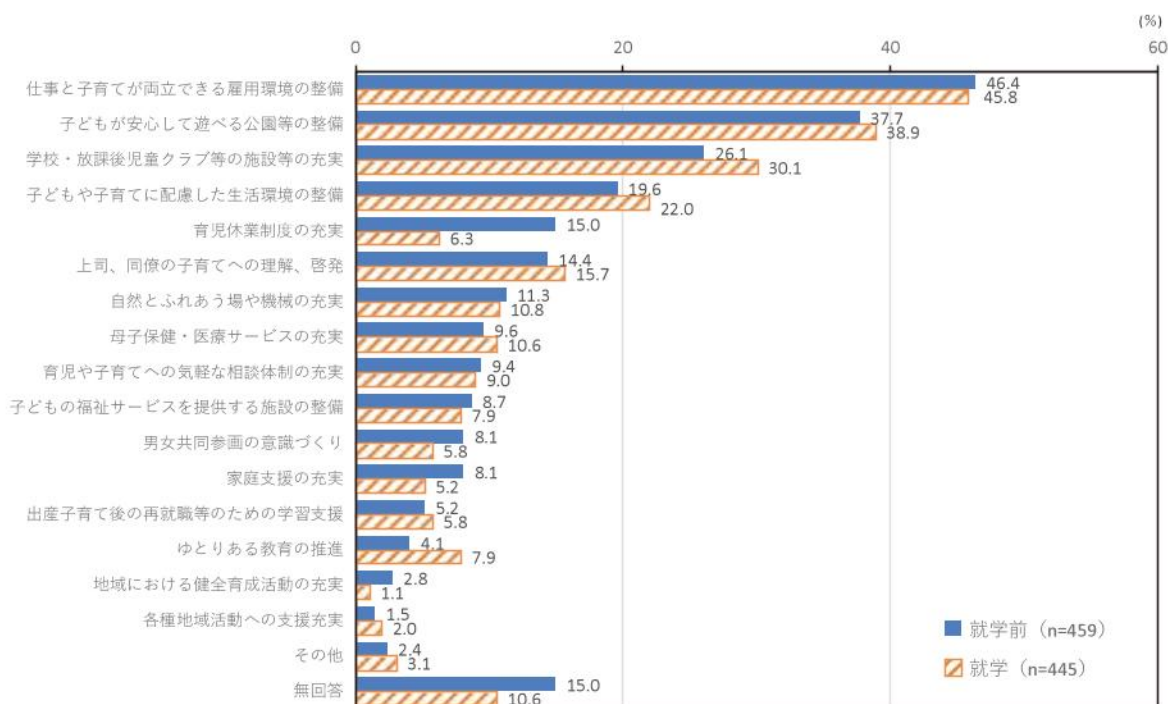
図表 46 保護者にとって早島町の子育てのしやすさ



⑤子育て環境の改善に必要なことについて

就学前・就学ともに「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」と回答した割合が最も高くなっています。

図表 47 保護者にとって子育て環境の改善に必要なこと

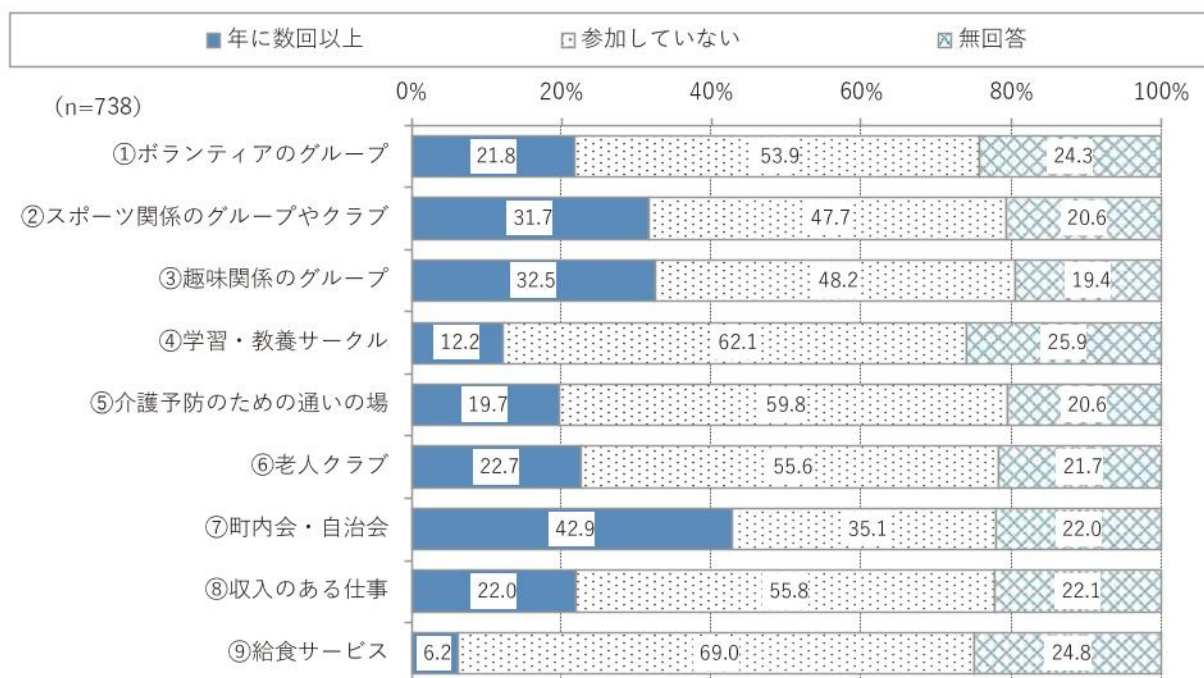


(2) 早島町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

①会・グループ等の参加状況

年に数回以上参加しているのは「町内会・自治会」と回答した割合が最も高くなっています。給食サービスに参加している割合は6.2%となっています。

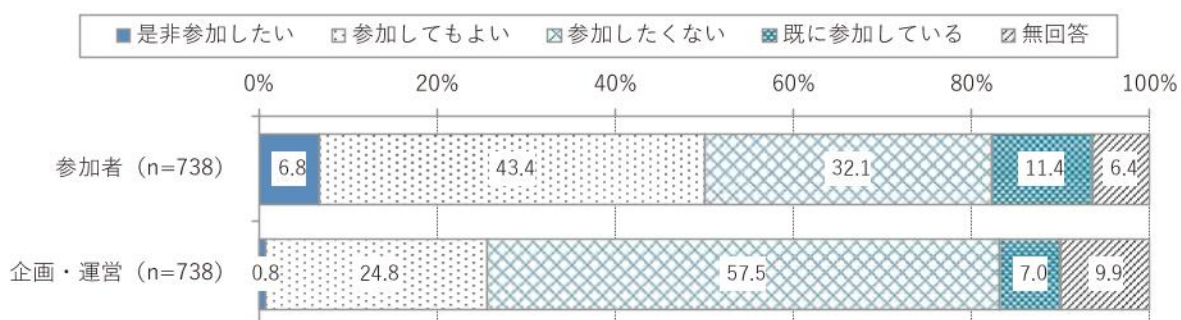
図表 48 高齢者の会・グループ等の参加状況



②地域づくりの参加意向について

参加者として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した割合は50.2%となっています。一方、企画・運営として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した割合は25.6%となっています。

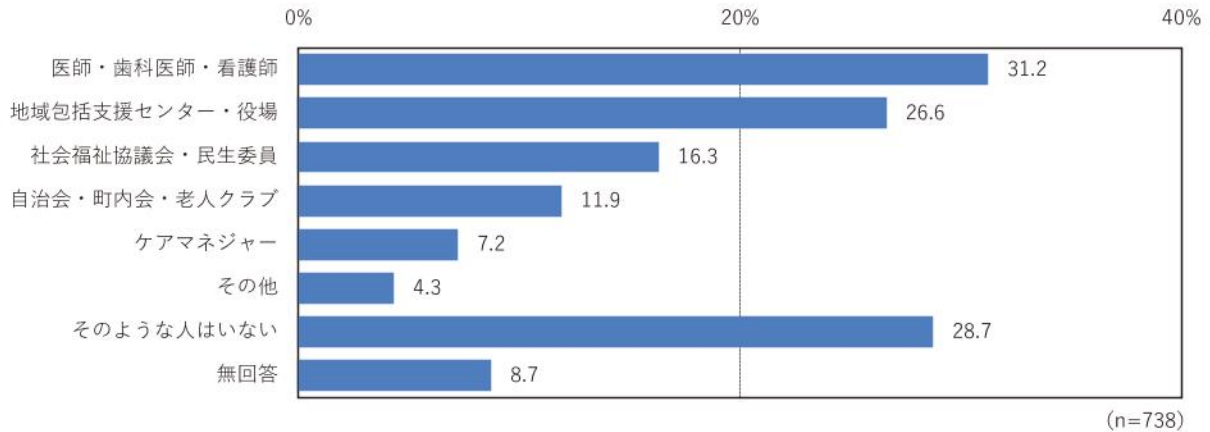
図表 49 高齢者の地域づくりの参加意向



③家族以外の相談相手について

「医師・歯科医師・看護師」と回答した割合が最も高く 31.2%となっています。
「そのような人はいない」と回答した人は 28.7%となっています。

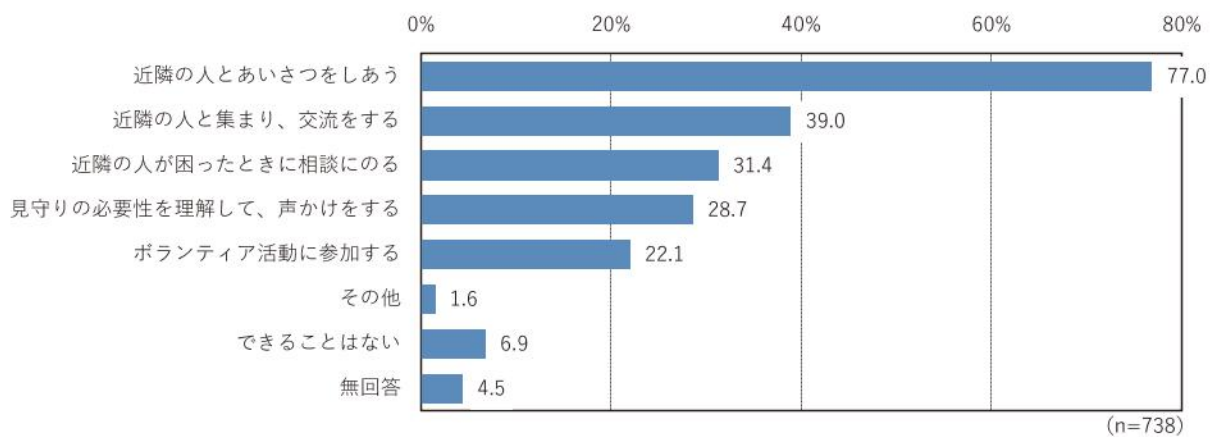
図表 50 高齢者の家族以外の相談相手



④地域づくりのために自身ができることについて

「近隣の人とあいさつをしあう」と回答した割合が最も高く 77.0%となっています。

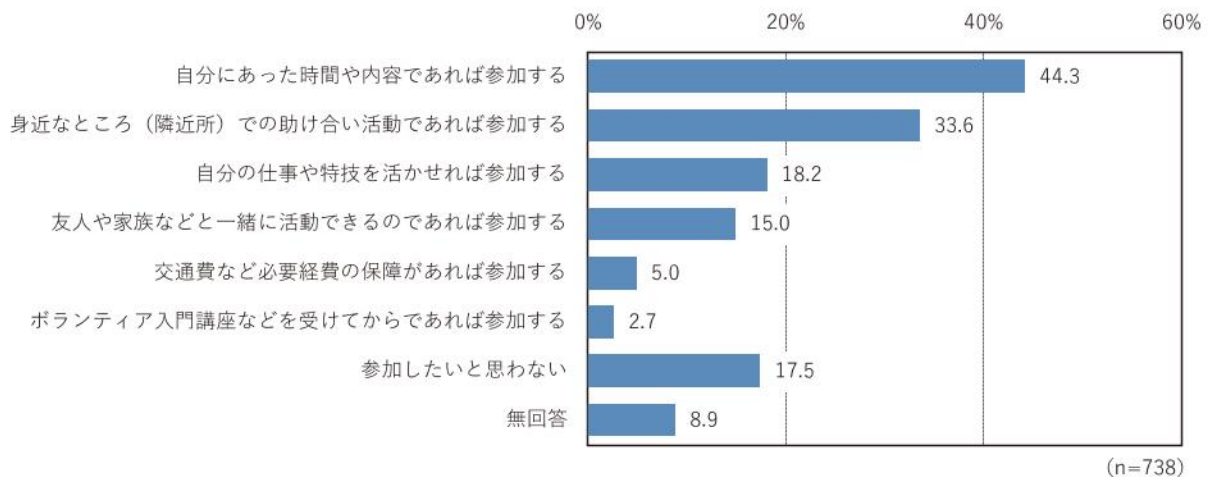
図表 51 高齢者が地域づくりのために自身ができること



⑤ボランティアに参加するために必要なことについて

「自分にあった時間や内容であれば参加する」と回答した割合が最も高く 44.3% となっています。「参加したいと思わない」と回答した割合は 17.5% となっています。

図表 52 高齢者がボランティアに参加するために必要なこと

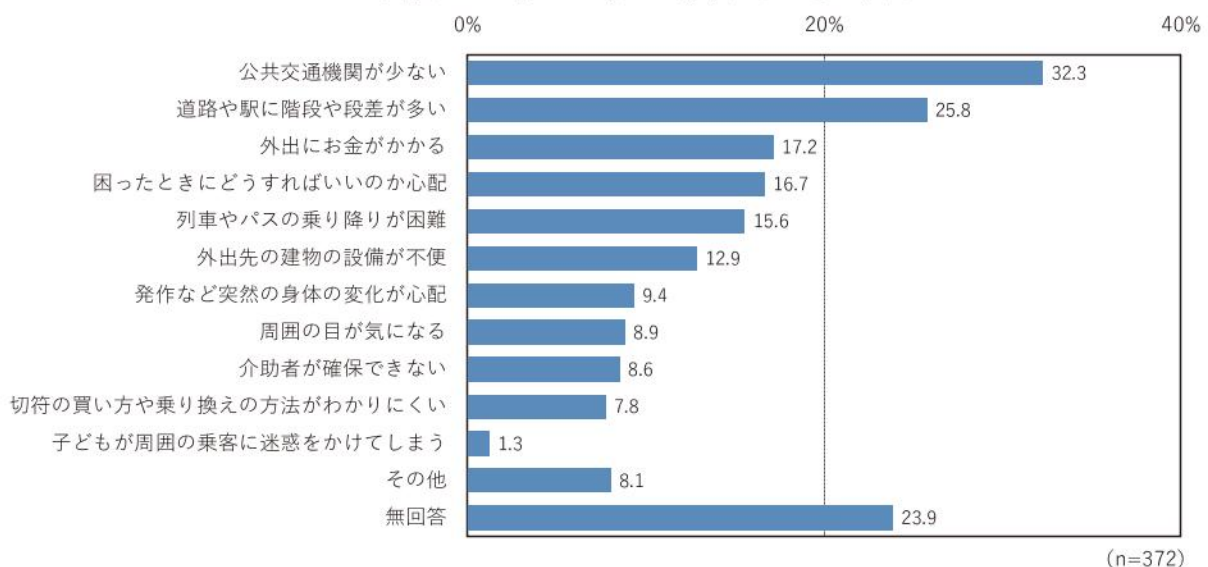


(3) 第3期早島町障害者保健福祉計画

①外出するときに困ることについて

「公共交通機関が少ない」と回答した割合が最も高く 32.3% となっています。次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」(25.8%)、「外出にお金がかかる」(17.2%)と続いています。

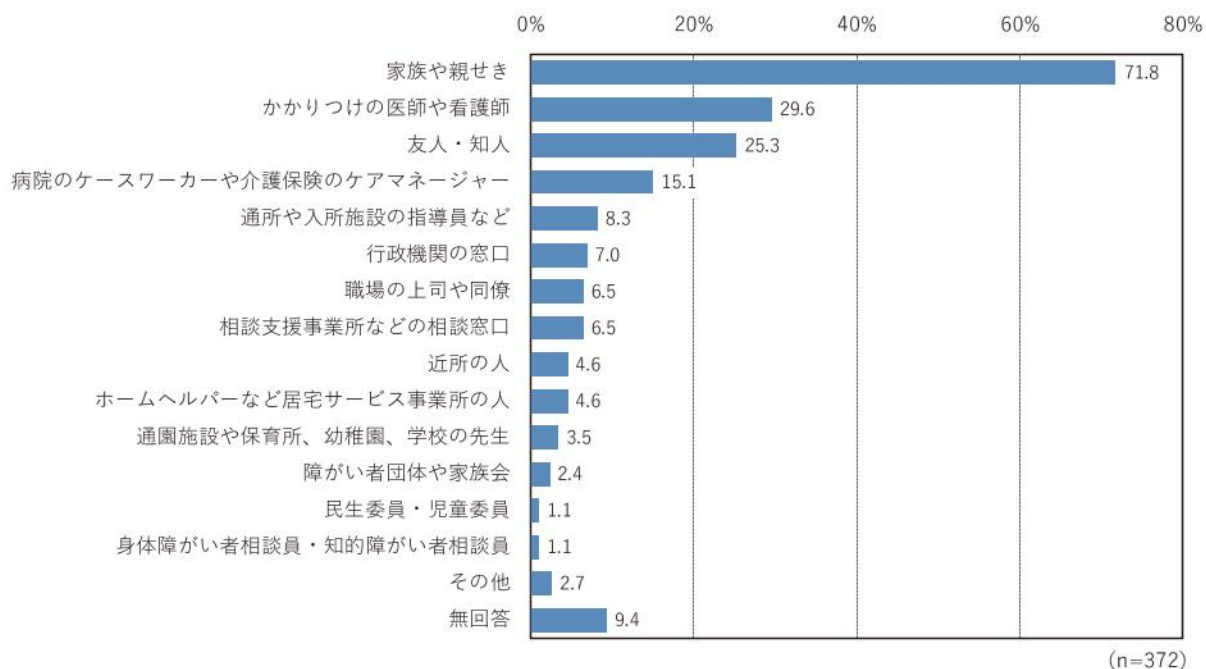
図表 53 障がい者が外出するときに困ること



②相談相手について

「家族や親せき」と回答した割合が最も高く 71.8%となっています。次いで、「かかりつけの医師や看護師」(29.6%)、「友人・知人」(25.3%)と続いています。

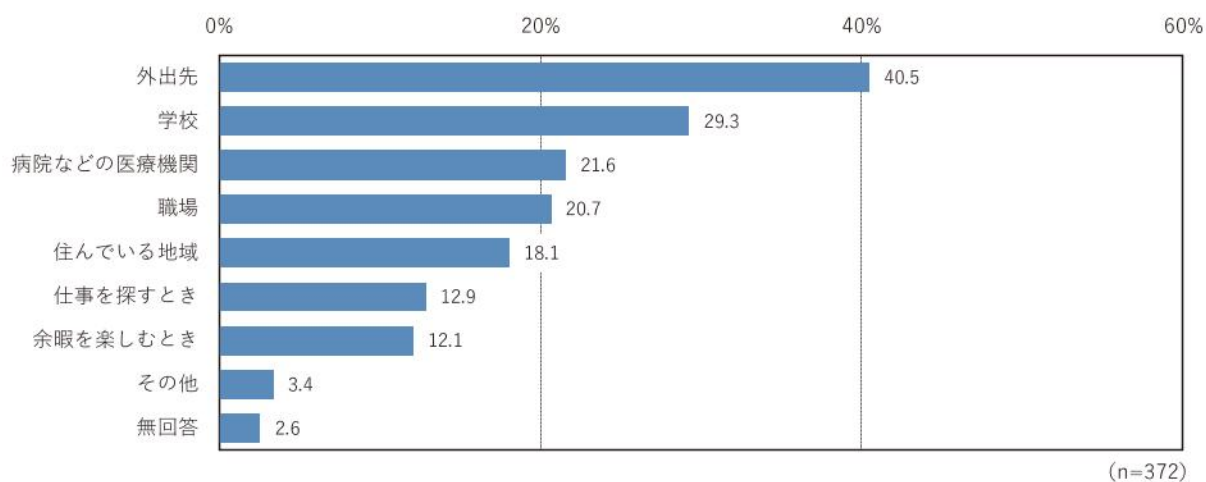
図表 54 障がい者の相談相手



③差別や嫌な思いをした場所について

「外出先」と回答した割合が最も高く 40.5%となっています。次いで、「学校」(29.3%)、「病院などの医療機関」(21.6%)と続いています。

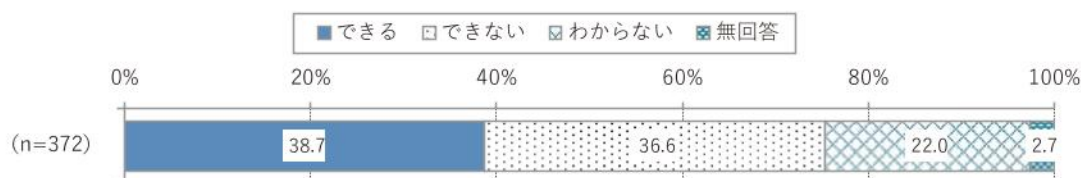
図表 55 障がい者が差別や嫌な思いをした場所



④災害時に一人で避難できるかについて

「できない」と回答した割合は 36.6%、「わからない」と回答した割合は 22.0% となっています。

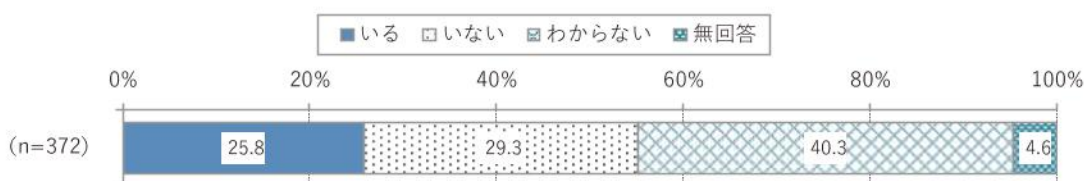
図表 56 障がい者が災害時に一人で避難できるか



⑤家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人の有無について

「いる」と回答した割合は 25.8%となっています。一方、「いない」と回答した割合は 29.3%となっています。

図表 57 障がい者の家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人の有無

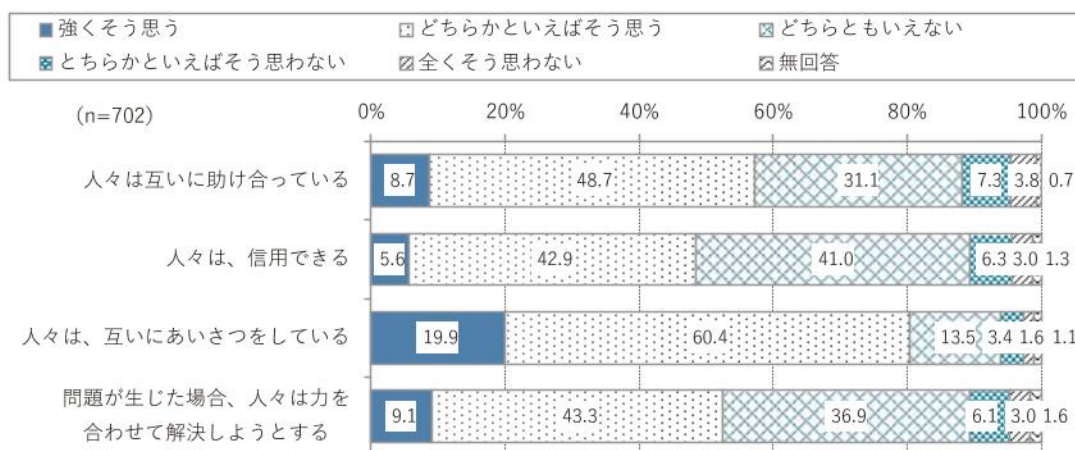


(4) 第3次健康はつらつ早島 21

①地域のつながりについて

「強く思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は「人々は、互いにあいさつをしている」が最も高く 80.3%となっています。次いで、「人々は互いに助け合っている」(57.4%)、「問題が生じた場合、人々は力を合わせて解決しようとする」(52.4%)と続いています。

図表 58 早島町民の地域のつながりについて



②ここ1か月の不満、悩み、ストレス、苦勞について

「おおいにある」「多少感じる」と回答した割合は、69.5%となっています。

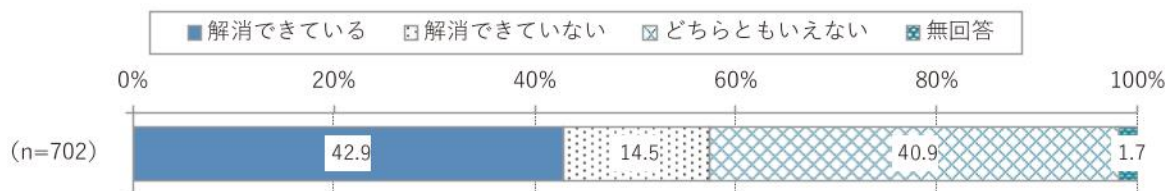
図表 59 早島町民がここ1か月の不満、悩み、ストレス、苦勞を感じているか



③普段、不満、悩み、ストレス、苦勞を解消できているかについて

「解消できている」と回答した割合は42.9%となっています。

図表 60 早島町民が普段、不満、悩み、ストレス、苦勞を解消できているか



④悩みを相談できる相手の有無と人数について

「いない」と回答した割合は13.1%となっています。

図表 61 早島町民の悩みを相談できる相手の有無



第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

[基本理念]

みんなつながり 住み続けたいまち

町民一人ひとりが住み慣れた地域で暮らし続けることは、本町が目指す姿です。【改訂】第4次早島町総合計画でも、「やさしさと希望にみちたまち 早島」という基本理念を掲げ取組を推進しています。

本計画では、地域福祉の観点から、行政や社会福祉事業者をはじめ、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりを実現することで、「やさしさと希望にみちたまち 早島」につなげていきます。

「第3次早島町地域福祉計画」では、「みんなつながり 住み続けたいまち」を基本理念として計画を推進してきましたが、本計画においても、この理念を継承します。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念「みんなつながり 住み続けたいまち」を実現するために、第3次計画では3つの基本目標だったものを本計画では次に挙げる4つの基本目標に設定しました。

[第3次計画基本目標]

基本目標1 地域でお互いに支え合うまちをつくる

基本目標2 みんなに優しいまちをつくる

基本目標3 安全で快適な環境をつくる



[第4次計画基本目標]

基本目標1 地域でお互いに支え合うまちをつくる

基本目標2 みんなに優しいまちをつくる

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

基本目標4 安全で快適な環境をつくる

3. 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

みんなつながり
住み続けたいまち

1. 地域でお互いに支え合うまちをつくる

- 1 地域における支え合い
- 2 交流とふれあいの推進
- 3 NPO・ボランティア等の活動促進

2. みんなに優しいまちをつくる

- 1 バリアフリーの推進
- 2 きめ細やかな情報提供・相談支援体制

3. 健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

- 1 介護・保健・福祉・医療の連携強化
- 2 地域における健康づくり・介護予防の推進
- 3 生きがいづくりの促進

4. 安全で快適な環境をつくる

- 1 災害・感染症対策の充実
- 2 交通安全・防犯体制の推進

第4章 取組の主体と圏域

1. 地域福祉を推進するための地域の範囲の考え方

日常的な「見守り」や「声かけ」といった活動は、隣近所などの身近な地域で行われています。アンケート調査でも、悩みや不安についての相談相手として「家族・親族」「友人・知人」が多く挙げられており、より身近な人に手助けを求める傾向にあることが分かります。

一方で、福祉サービスの提供など、早島町全域で考える必要のあるものもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画では、地域の特性や実際の活動内容に応じて、適切な地域の範囲（圏域）を柔軟に想定することで、地域にある様々な生活課題に対応していきます。

2. 取組の主体と圏域

地域福祉を進めていくには、自助、互助、共助、公助の役割分担と適切な連携が必要です。

早島町でも、行政の福祉サービスや各種保険制度、住民の自治活動、ボランティアによる福祉活動、NPO法人によるサービスなど、それぞれの圏域の中で様々な主体が活動しています。

これらを踏まえ、施策ごとの取組については、「自助、互助、共助、公助」の区分と、それぞれの活動範囲である「圏域」を示します。

どのような取組を行うかについては、それぞれの圏域ごとに異なるものになりますが、本計画の取組内容を参考に、各圏域の状況に応じてさらに検討することが重要です。

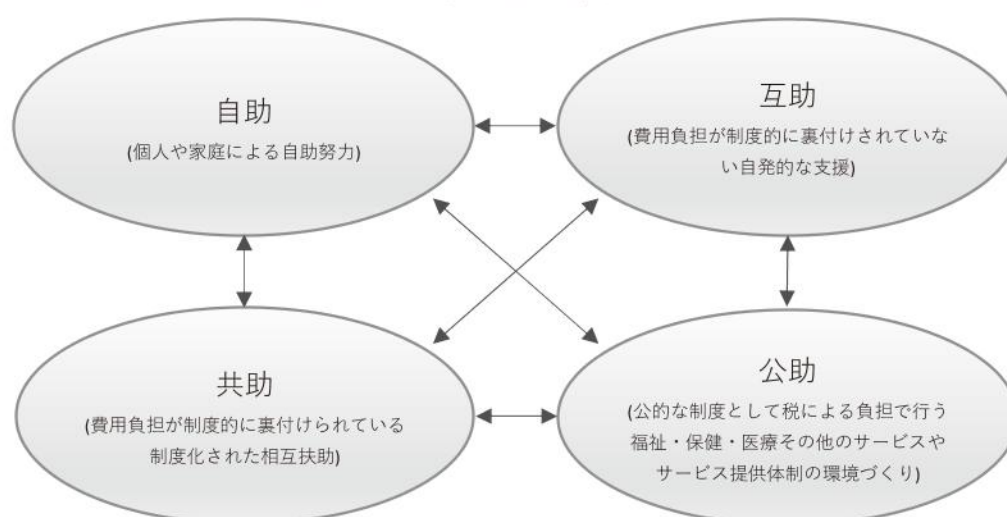
(1) 自助・互助・共助・公助の区分ごとの取組主体

自助、互助、共助、公助の取組の主体は、次のように考えられます。

[取組の主体]

- 自助：個人・家族
- 互助：早島町社会福祉協議会、自治会関係団体、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、福祉活動員ボランティア、社会福祉法人、NPO、医療機関、教育機関、一般企業など
- 共助：社会保険制度、医療や年金、介護保険制度など
- 公助：早島町、地域包括支援センター※などの公的機関

図表 62 地域福祉の連携イメージ



(2) 支え合うための圏域

圏域の範囲と活動は、次のとおりです。

圏域	範囲	取り組む活動例
個人・家族	個人や家族	自らの努力によって生活課題の解決を行う
隣近所	近所として意識できる範囲	挨拶等によって顔見知りの関係をつくり、見守りや声かけを行う
地区・地域	自治活動等の中心的な範囲	災害時の安否確認や避難の支援、生活支援、運動会や各種事業等の自治活動を行う
早島町全域	町全域	行政による福祉サービスの提供を行う

第5章 地域福祉施策の展開

1. 地域でお互いに支え合うまちをつくる

(1) 地域における支え合いの促進

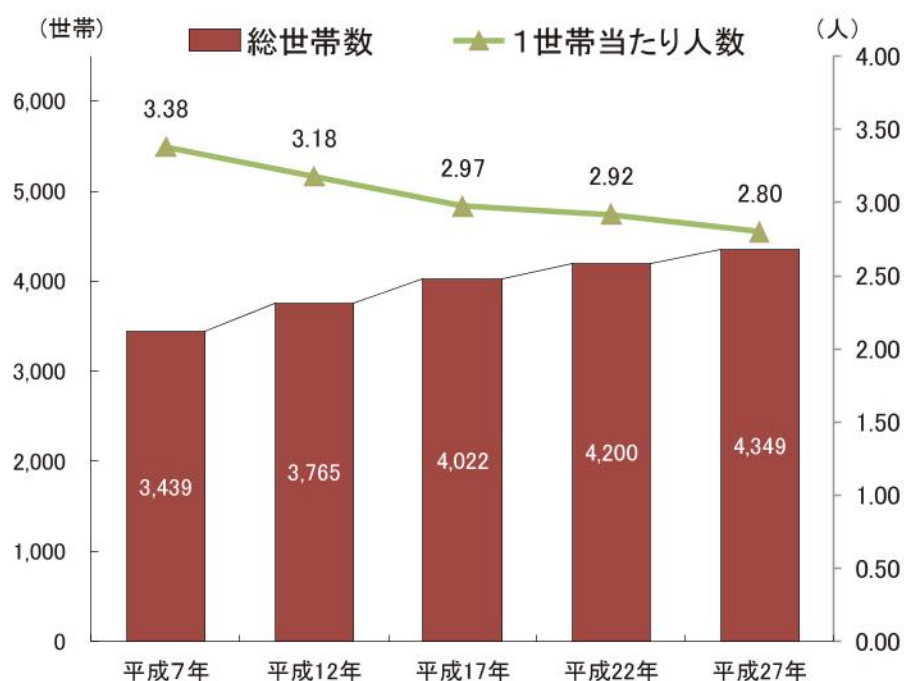
[現状と課題]

少子高齢化や生活様式の変化等により、本町においても核家族化が進行しています。

国勢調査によると、本町において世帯数は年々増加している一方、1世帯当たりの人数は年々減少することで、平成27年には1世帯当たりの人数が2.80人になっていることが分かります（図表63参照）。

このような社会的変化に伴って、これまで比較的容易に行われていた隣近所の気軽な助け合いや日常的な安否確認、見守りなどの地域のつながりが希薄化しつつあるといえます。制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）を目指すために、地域における支え合いを促進することが大切です。

図表 63 世帯数の推移（再掲）



資料：国勢調査

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●日常生活を営む上で必要な援助を相談し、助けられ上手になるよう努めましょう。 ●問題を抱えている人がどのような悩みや心配ごとがあるのか、気にかけるようにしましょう。 ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所との関わりを持ちましょう。 ●地域に根付いている行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めましょう。 ●地域で支え・支えられる関係をつくりましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●馴染みのある地域住民による訪問や声かけを行い、要援護者の孤立や虐待の予防、早期発見に努めましょう。 ●住民同士の自主的な話し合いの中で、地域参加の意識付けを行うためのルールづくりを行うなど、地域活動の習慣化を図りましょう。 ●民生委員・児童委員や福祉活動員などの役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要となる情報交換に努めましょう。 ●地域福祉活動に必要な個人情報の取り扱いについては、地域の話し合いによるルールづくりに取り組みましょう。 ●社会福祉法人は、お互い力を合わせて、積極的に地域貢献活動に取り組みましょう。
公助	町全域	●自治会等を中心に、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、福祉活動員等、地域における支援者の連携を促進し、交流活動や支援活動が活発化するよう支援のネットワーク構築を目指します。 ●地域包括支援センター、早島町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOなど多様な主体が連携・協力しながら、自治会を中心とした地域福祉活動の展開を進めます。 ●複雑・多様化した相談情報に対応するため、自治会など関係機関と連携する体制づくりを進めます。また、単身の高齢者など地域との関係が希薄になりがちの方々が、地域コミュニティの中で孤立しない仕組みを整えます。 ●認知症サポーター[※]の養成を継続して実施し、認知症高齢者等やその家族に対し、見守り・支援ができるよう取り組みます。 ●ほっとけんネット早島(早島町社会福祉法人連絡協議会)との連携を図り、地域公益活動の推進を支援します。

(2) 交流とふれあいの推進

[現状と課題]

本町には様々な人が暮らしていますが、あらゆる人がそれぞれかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重される必要があり、差別や偏見はあってはなりません。

高齢者や女性、障がいのある人やセクシュアルマイノリティ※、外国籍の人、刑を終えて出所した人など、本町に暮らすあらゆる属性の方について可能な限り知る努力をすることが大切です。差別や偏見の芽を摘むには、理解と交流、ふれあいの促進が必要です。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●積極的に「ころばん塾(100歳体操)」「ふれあい・いきいきサロン」等の地域行事へ参加しましょう。 ●隣近所や地域の気の合う仲間同士が日常生活の延長として集い、語らい、楽しむ場を積極的に持つよう心がけましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきましょう。 ●誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めましょう。
公助	町全域	●地域福祉活動を効果的に推進するため、地域団体等や関係者など地域の担い手間の交流を促進するとともに、連携を強化します。 ●既存施設を提供するなど、交流の場づくりのための支援を行います。 ●身近にある既存の広場について、子どもや高齢者など各世代のニーズを踏まえ、目的や機能を特化・充実させることにより、既存資源の活用を図るとともに、地域活動の場となるよう利用の促進を図ります。 ●自治会等が主催する行事などを通じて障がい者と地域住民との交流を図るなど、子どもの思いやりの心を育み、障がい者の地域活動への参加を促進するとともに、障がい者の社会参加への理解を図ります。 ●地域で催されるイベントについて、子育て世帯から若者・労働者・高齢者・障がい者まで幅広く参加できるように工夫します。 ●多様な世代や地域に暮らす高齢者や障がい者など、様々な町民が交流できる地域の居場所づくりや機会の創出を支援します。

(3) NPO・ボランティア等の活動促進

[現状と課題]

町民のNPO・ボランティア参加の機会を増やすため、ボランティアに関する情報を収集し、適切に提供し、気軽に参加できるよう充実を図る必要があります。また、町民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、早島町社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成し、ボランティア団体等の運営を支援する必要があります。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加しましょう。 ●町や早島町社会福祉協議会が実施する講演会や研修会に積極的に参加しましょう。 ●自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域のことについて考える時間を持ちましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にしましょう。
公助	町全域	●自治会が主体的に地域の課題解決に取り組めるよう、コミュニティ活動の情報提供とコミュニティ意識の高揚に努めます。また、その活動拠点となる施設や設備に対する支援も行います。 ●早島町社会福祉協議会や町民活動支援センターと適切な役割分担を行い連携することにより、町内で行われているボランティア活動に対して、育成と技術的助言等の支援を行います。 ●自治会や早島町社会福祉協議会など関係団体とともに、地域と学校との福祉活動の推進を積極的に行い、多世代が参加できるよう開かれた福祉環境の整備を行います。 ●ボランティアグループの交流活動拠点を設け、その機能充実に努めるとともに、ボランティアネットワークの構築に努めます。 ●より町民活動を活発化させていくため、NPO設立の促進を図ります。

2. みんなに優しいまちをつくる

(1) バリアフリーの推進

[現状と課題]

公共施設や公共交通機関、住宅・建築物の整備等のハード面の取組が着実に進められていますが、実際の利用者にとって利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の応対や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供など、ソフト面と一体となった総合的な取組がより一層必要となります。

さらに、ハード・ソフトの取組の充実に加えて、誰もが、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー※」を推進することが重要となります。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	● 高齢者や障がい者など、支援を必要とする人に対する知識を得るように努めましょう。 ● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めましょう。 ● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。 ● 一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようにしましょう。 ● 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪はしないなど、意識改革を図りましょう。
互助	隣近所 地区・地域	● 高齢者や障がい者に限らず、お互いさまの人間関係を築き、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指しましょう。 ● 地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応しましょう。 ● 地域の支え合いの一環として、自力で外出できない人の外出支援の輪を広げましょう。 ● 学校や商店などと連携して、地域におけるバリアに関する情報の交換などを行うことで、その改善方策を検討、実行しましょう。

公助	町全域	●認知症サポーターの養成や認知症に関する啓発などにより、認知症を正しく理解し、温かく見守る社会の実現に取り組みます。 ●人権・福祉教育の一層の推進を図り、福祉社会の形成者としての資質や能力、心のバリアフリーを育成します。小学校では、県立支援学校や高齢者等との交流体験、中学校では、総合的な学習の時間を活用して福祉施設、地域活動支援センター等でのボランティア体験などの活動を通じた福祉教育を行います。 ●地域・学校・家庭の連携を図りながら、人権教育を総合的に推進し、人権課題に即して正しい理解と認識を深める学習機会の提供、地域住民の自発的学習活動を促進します。 ●公共施設を誰もが利用しやすいようバリアフリー化に努めます。 ●障がいのある人や高齢者も円滑に利用できるよう、建築主や企業に対して理解を求め、バリアフリー化の普及と啓発に努めます。 ●パソコン等、障がいのある人の情報機器の利用を促進します。
----	-----	---

(2) きめ細やかな情報提供・相談支援体制

[現状と課題]

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができるきめ細やかな情報提供を充実させていくことが必要です。

情報提供にあたって、高齢者や視覚障がい者、聴覚障がい者等への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、すべての町民の自立と社会参加を支援することが重要です。

また、複合的な生活課題を抱えた町民については、地域との連携のもと、しかるべきサービスへとつなげていくことが大切です。深刻化・複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な対応につなげていく必要があります。

悩みや問題を抱える人々が、どこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまい地域で孤立することがあってはなりません。いつでも気軽に相談することができ、たとえ複雑な相談であったとしても、可能な限りワンストップで対応できる相談支援体制を構築していくことが必要です。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●生活する上で困ったことがあれば、事態が重大化し、手遅れになる前に、身近な相談窓口へ気軽に相談しましょう。 ●町や早島町社会福祉協議会の広報紙や町のホームページに掲載される福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。 ●広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めましょう。 ●生活困窮に至る前に、各種機関に相談しましょう。 ●生活に困窮したら、速やかに地域や行政などに知らせましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●民生委員・児童委員や福祉活動員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談にのり、適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めましょう。 ●日ごろの見守りや地域活動などを通して生活困窮者やひきこもり状態の人、外国人労働者など、制度の狭間にいる人の発見に努めましょう。 ●制度の狭間にいる人の情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取組を検討しましょう。 ●制度の狭間にいる人のニーズを十分に汲み取るよう努めましょう。

公助	町全域	●様々なニーズに幅広く対応できる総合的な相談窓口を設け、相談支援体制の構築を図るとともに、要援護者等の早期発見に努めます。情報提供や相談の結果、専門家等による助言や指導が必要なものについては、速やかに専門の相談員による助言や指導を行うとともに、内容に応じた適切な専門機関への連絡や紹介が実施できるよう関係機関との連携体制を強化します。 ●生活困窮者など、生活の困りごとや不安を抱えている町民に対して、相談支援員、就労支援員、母子父子自立支援員等が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、必要に応じ、訪問支援を行い、支援体制の充実を図ります。 ●地域包括支援センターや地域活動支援センター、子育て世代包括支援センター、早島町社会福祉協議会などの横断的な連携を図ります。 ●広報紙、ホームページ、各種パンフレットの配布等により、福祉に関わる施策や取組みについて幅広く情報提供します。また、利用者が必要とする情報を容易に入手できるように、町と関係機関の連携を図り、保健・医療・福祉の情報の一体的な提供に努めます。
----	-----	--

3. 健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

(1) 介護・保健・福祉・医療の連携強化

[現状と課題]

「健康」とは、心身の健康のみならず、仕事や趣味、生きがいなどを含んだ広範な意味合いで捉えられます。心身の健康については、「第3次健康はつらつ早島21（令和2年3月）」、介護予防については「早島町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年3月）」など、それぞれの個別計画を通じて取り組んでいますが、これら個別計画と地域福祉計画は密接なつながりがあります。介護・保健・福祉・医療が互いに連携して諸課題の解決に取り組んでいくことが大切です。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●日常生活で感じている生活課題を、行政をはじめとするさまざまな機関や団体に伝えましょう。 ●サービスについての知識を深めるとともに、サービス事業者に関する情報を積極的に収集しましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●地域における助け合いにより、お互いの在宅生活を支え合うとともに、公民館・空き家などを利用した、地域主導・住民主体のサービスを検討しましょう。 ●サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報を共有しましょう。
公助	町全域	●地域包括支援センターを中心に、地域の社会資源[※]と連携した地域包括ケアシステムの推進・深化を図ります。 ●医療・介護が必要になっても、可能な限り人生の最後まで、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、在宅医療・介護の連携を推進するため、関係職種の中で対象者の情報を共有することが出来るシステムを整備します。 ●はやしま認知症サポートブック(認知症ケアパス[※])の普及を図ります。

(2) 地域における健康づくり・介護予防の推進

[現状と課題]

健康はすべての人にとっての願いであり、町民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤とも言えます。

高齢者が元気に暮らせるためには心身ともに健康である必要があり、普段からの食生活の改善や運動の習慣化、こころの健康づくりがその第一歩となります。町民の健康づくりやフレイル[※]予防及び生活習慣病予防を今後も推進していく必要があります。

健康づくりには地域ぐるみで取り組んだ方が効果や長続きが期待できることも少なくありません。人や社会とのつながりや信頼関係が健康に影響を与えるという研究結果も踏まえ、身近な地域で活動できる場についての情報提供や参加促進等を継続実施していく必要があります。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践するとともに、年に1回は健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行いましょう。 ●地域で開催される「ころばん塾(100歳体操)」「ふれあい・いきいきサロン」等などに積極的に参加しましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行いましょう。 ●地域の実情を踏まえて、「ころばん塾(100歳体操)」「ふれあい・いきいきサロン」等を実施しましょう。
公助	町全域	●町民がいきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを進めていくため、健康づくり推進運動を展開します。 ●様々な意識の啓発・知識の普及活動や各種健診(検診)等の機会を用いて、住民が健康的な生活を送るための知識の普及促進に努めます。 ●誰もが社会参加や介護予防に取り組めるよう、身近な場所で介護予防教室等を開催し、講座を修了した人が、地域で介護予防に取り組むことができるよう、活動の支援と定着化を図ります。 ●リハビリテーションの理念を踏まえて、特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指します。 ●介護予防・日常生活支援総合事業[*]を実施し、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いづくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

(3) 生きがいづくりの促進

[現状と課題]

私たちが地域でいきいきと暮らすためには、地域の中でつながりを育むことが大切です。地域の中で何らかの役割を担うことによって、それが生きがいとなり、それがもともと健康や介護予防にもつながっていくと考えられます。

特に、退職などによって、これまで属していた組織から距離を置くことになった主に高齢者が地域に溶け込み、地域の担い手として尊重し合う関係づくりが極めて大切であると考えています。これまで培ってきた技術や知識を活かしたり、地域に対して貢献したりすることで、地域を通じて生きがいを持つことは、心身ともに健やかに暮らせるために必要不可欠であると言えます。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践しましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●地域の中で、高い技術や豊かな経験を持つ人材を発掘し、その技術や経験を伝え広める機会をつくりましょう。
公助	町全域	●高齢者の個々の知識や経験を活かして、地域諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組むことができるよう支援します。 ●図書館や中央公民館を中心に高齢者の学習ニーズに合わせた講座・教室の開設や、高齢者の学習意欲を促進するための幅広い支援を行います。 ●町民の学習要求にこたえる資料提供や学習機会の充実に努めます。 ●町内で行われるイベント等で障がいのある人も参加できるスポーツの普及を図ります。 ●高齢者でも無理なくできるウォーキング、グラウンドゴルフ等を普及し、高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気軽に楽しむことのできる生涯スポーツの推進を図ります。 ●障がい者の就労による社会参加が、生きがいづくりにつながるよう、雇用・就労定着の推進を図ります。

4. 安全で快適な環境をつくる

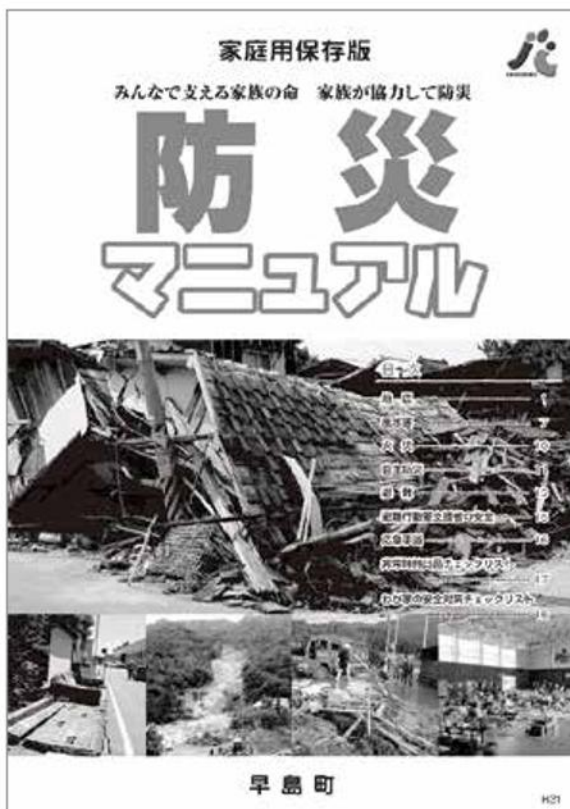
(1) 災害・感染症対策の充実

[現状と課題]

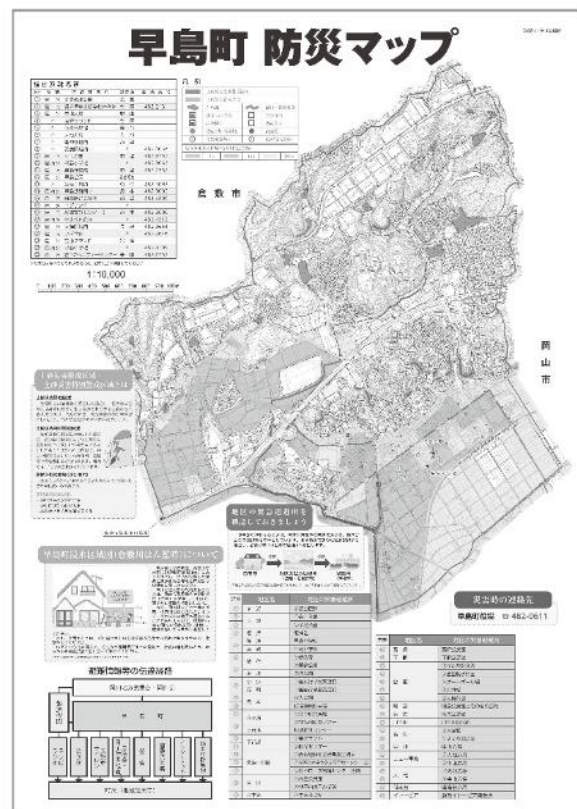
各地で自然災害が頻発し、報道等を通じて被害の状況を目の当たりにすることで、町民の多くが自然災害の恐ろしさを実感し、不安を募らせていると想像されます。災害発生時には、高齢者や障がい者、子どもなど、避難に特別な支援を必要とする「避難行動要支援者※」に対する支援が緊急の課題となっています。

また、令和元年末に初めて検出された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大は日本にも大きな影響をもたらしています。国、県は新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の定着を目指しています。「早島町新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえ、公共施設を中心とした感染症対策を徹底するとともに、情報提供・共有、予防・まん延防止等を図っていきます。

図表 64 早島町防災マニュアル



図表 65 早島町防災マップ



[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきましょう。 ●近所の信頼できる人に、あらかじめ災害時の声かけをお願いしておきましょう。 ●行政からの広報など、災害時に役立つ情報は分かりやすい所に置いておきましょう。 ●日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えましょう。 ●普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めましょう。 ●非常用の持出袋を準備し、災害時の備えをしましょう。 ●自分の身は自分で守るという意識を高めましょう。 ●感染症に備え、日頃から手洗い、うがいを習慣づけましょう。また、必要に応じてマスクを着用するようにしましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行いましょう。 ●日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにしましょう。 ●感染症に備え、3つの密(密閉・密集・密接)を避けるようにしましょう。

公助	町全域	●災害情報などを正確・迅速に町民に周知するため、自主防災組織などを通じた災害情報の伝達のほか、防災行政無線の整備、広報車、防災メール、緊急速報メール、ホームページ、SNS*等災害時の情報伝達体制の整備を推進します。 ●防災意識の向上に向け、特に自主防災組織や小中学校を重点的な対象として、的確な目標や被害の想定に基づく防災訓練や研修・啓発を行います。 ●防災マニュアルを通じて、町民に対して地域防災に関する啓発を行います。 ●各地区へ防災資機材の整備を図ることで災害発生時の初動体制の強化に努めます。 ●高齢者・障がい者・傷病者・妊産婦・乳幼児など災害時の避難行動に支援が必要な人たちを災害から守るため、避難や支援に必要な知識の普及を図ります。 ●災害時には地域の自主防災組織等により避難所運営が行われるため、町避難所開設・運営マニュアル等を通して、避難所運営の知識の普及を図るとともに、通常の避難所では受け入れが困難な避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所の確保に努めます。
----	-----	--

(2) 交通安全・防犯体制の推進

[現状と課題]

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる町民にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることです。ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、すべての町民にとって暮らしやすい空間やまちの形を創出することが求められています。

また、近年、新たな手口や形の犯罪事件のニュースにふれることも増えています。地域のつながりを活かすことで、事件を未然に防ぐことができる可能性が高まります。地域における組織的な防犯活動も効果的ですが、普段からの町民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力は飛躍的に高まると考えています。

[自助、互助に期待する取組及び公助の取組]

区分	圏域	主な取組
自助	個人・家族	●戸締まりをしっかりしておくなど、普段から気を引き締めて防犯対策をしましょう。 ●暗い夜道をなるべく歩かないなど、自分の身は自分で守るという気持ちを持って事故や事件を未然に防ぐよう心がけましょう。 ●地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。 ●自動車運転だけでなく、自転車や歩行者も交通ルールと交通マナーを守るように心掛けましょう。 ●子ども 110 番の家の設置に協力しましょう。
互助	隣近所 地区・地域	●犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図りましょう。 ●防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守りましょう。
公助	町全域	●保育園・幼稚園・小学校・中学校において、子どもの年齢に応じた交通安全教室を実施するとともに、警察・地域・保護者の協力による見守り等を継続して実施します。また、交通安全や交通マナーについて啓発に努めます。 ●歩道整備や防犯灯、防犯カメラを設置することで、町民の安全確保を図ります。 ●倉敷警察署などと連携し、不審者や特殊詐欺※対策など防犯に関する情報提供や講習会の実施などにより、防犯意識の向上を図ります。 ●警察などからの不審者情報などを、町民へは防犯メールなどにより情報提供します。 ●青色回転灯装着車によるパトロールや自治会などによる児童の登下校時の見守り活動など、地域ぐるみの防犯活動への支援を継続して行います。

第6章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、「暮らしを支える仕組みをつくろう」「住民同士のつながりを広げよう」「福祉への理解を進めよう」を柱として活動を行い、早島町の地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、自治会、老人クラブ、ほっとけんネット早島(早島町社会福祉法人連絡協議会)、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、これら地域福祉を担う主体が、早島町とも連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

連携・協働を具体的に進める一例として、現在、介護保険法の中で位置付けられている「地域包括ケアシステム」が挙げられます。

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けるために、生活の基盤となる「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」が一体的に提供される仕組みです。その中でも、特に「生活支援」や「介護予防」は、行政が主となる「公的機関による解決機能の強化」と、ふれあい・いきいきサロン活動や地域における見守りなど、住民が主となる「地域における解決の仕組みづくり」の両方を充実させていくことが大切であり、今後より一層、早島町、早島町社会福祉協議会、専門機関、そして住民が連携・協働していく必要があります。

2. 町民、各組織への啓発の推進

本計画は、あくまでも「早島町の地域福祉推進の指針」であり、地域福祉を向上させ続けるため、本計画をもとに「地域の住民が、自ら福祉を考え、自ら福祉を作り上げ、自ら福祉を育てる」まちづくりを行います。

そのため、下記的手段等を用いて、町民、各組織に対して地域福祉の啓発を行います。

(1) 行政

- ・ 広報紙、ホームページに地域福祉計画を掲載します。
- ・ 関係部署で地域福祉計画の閲覧を可能にします。
- ・ 自治会等、地域の会合での周知に努めます。

(2) 社会福祉協議会

- ・社会福祉協議会が定める「早島町地域福祉活動計画」と本計画との連携を図って啓発を推進していきます。
- ・広報紙やホームページ等の媒体で地域福祉計画・地域福祉活動計画に関する啓発を行います。
- ・福祉活動員等により地域福祉に関する活動を展開します。
- ・各種の活動の場において、地域福祉計画・地域福祉活動計画に関する啓発を行います。

(3) 町民

- ・保有している地域福祉の情報をあらゆるコミュニケーションの場において受発信します。

(4) 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員

- ・各担当地区において、福祉活動員等との連携のもと地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に努めます。

(5) ボランティア団体・NPO

- ・地域福祉に関する活動を展開します。
- ・各種の活動において、地域福祉計画・地域福祉活動の計画の周知を行います。

(6) 自治会

- ・地域福祉に関する活動を展開します。
- ・各種の活動において、地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知を行います。

3. 計画の見直し

本計画は、早島町の福祉分野計画の総合的な計画であり、上位計画である総合計画と関連する福祉課題への取組を進めていくために、6年を1期とした計画として、見直しを行います。

計画期間の終了時に、健康福祉課が中心となって進捗状況の把握、整理に努め、「早島町地域福祉計画策定委員会」による計画の見直しを行います。

資料編

1. 早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 18 年 6 月 14 日要綱第 10 号)

改正 平成 22 年 6 月 17 日要綱第 9 号 平成 22 年 10 月 1 日要綱第 14 号

平成 27 年 4 月 1 日要綱第 3 号

(目的及び設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、早島町における総合的な地域福祉の推進を図るための早島町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、早島町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、社会福祉事業関係者、社会福祉活動関係者、住民組織代表、教育・行政関係者等の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、その任務が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

2. 早島町地域福祉計画の策定経過

開催年月日	会議内容等
令和2年7月30日	第1回地域福祉計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・会長、副会長の選任 ・早島町地域福祉計画について ・早島町の現状について ・計画の基本理念と基本目標について
令和2年10月7日	第2回地域福祉計画策定委員会 ・計画の体系及び取組の主体と圏域について ・施策の展開について
令和2年12月3日	第3回地域福祉計画策定委員会 ・第4次早島町地域福祉計画（素案）について
令和2年12月21日から 令和3年1月20日まで	素案に対する意見募集（パブリックコメント）
令和3年1月28日	第4回地域福祉計画策定委員会 ・第4次早島町地域福祉計画（素案）におけるパブリックコメントについて（報告） ・第4次早島町地域福祉計画（案）について

3. 早島町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期【R2.7.30～R3.3.31】

	氏名	団 体 等	備 考
会長	直 島 克 樹	川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科 講師	学識経験者
	河 原 伸	(一社)都窪医師会 理事 河原内科医院 院長	保健医療関係者
	林 成 彦	(一社)都窪歯科医師会 理事 林歯科医院 院長	保健医療関係者
	中 元 保 子	早島町愛育委員会 会長	保健医療関係者
	寺 山 玲 子	早島町栄養委員会 会長	保健医療関係者
	江 本 圭 志 任期 R2.7.30～R2.12.31	早島町社会福祉協議会 常務理事	社会福祉事業関係者
	寺 山 節 子 任期 R3.1.1～R3.3.31		
	足 立 裕 明	特別養護老人ホーム白亜館 施設長	社会福祉事業関係者
	佐 藤 一 義	早島町民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉活動関係者
	佐 藤 寛 子	早島つばさの会 会長	社会福祉活動関係者
	加 藤 和 子	早島町福祉活動員協議会 会長	社会福祉活動関係者
	藪 木 伸 一	早島町老人クラブ連合会 会長	住民組織代表
	田 邊 麻衣子 任期 R2.7.30～R2.12.2	母子クラブ（木の実会） 会長	住民組織代表
	中 嶋 裕 子 任期 R2.12.3～R3.3.31		
副会長	森 信 二	岡山県備中県民局健康福祉部 部長	行政関係者

4. 関連計画における調査概要

地域福祉計画で引用した調査概要は以下のとおりです。

(1) 第2期すくすく早島子ども・子育て応援プラン

調査対象者	就学前：就学前児童（0～5歳）の保護者の方を無作為抽出 就学：就学児童（小学1～6年生）の保護者の方を無作為抽出
調査方法	園、学校による配布・回収（一部郵送による配布・回収）
調査時期	平成31年1月31日～平成31年2月18日
調査対象数	就学前：640 就学：617
回収数	就学前：459 就学：445
回収率	就学前：71.7% 就学：72.1%

(2) 早島町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

調査対象者	早島町在住の要介護認定を受けていない65歳以上の人および要支援1・2の認定を受けている65歳以上の人から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年4月10日～令和2年4月30日
調査対象数	1,020
回収数	738
回収率	72.4%

(3) 第3期早島町障害者保健福祉計画

調査対象者	早島町在住の各種手帳所持者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）、および特定医療費（指定難病）医療公費負担受給者証ならびに障がい児通所受給者証所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成29年8月9日～平成29年8月28日
調査対象数	800
回収数	372
回収率	46.5%

(4) 第3次健康はつらつ早島21

調査対象者	早島町在住の18歳以上を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和元年8月21日～令和元年9月9日
調査対象数	2,000
回収数	702
回収率	35.1%

5. 用語解説（あいうえお順）

用 語	説 明
愛育委員	愛育委員は、乳幼児から高齢者まで、生涯にわたる健康づくりの推進に努めるとともに、母子に対する個別訪問活動、幼児クラブの育成援助など子育て支援活動を行っているボランティアです。
栄養委員	食事・運動を中心に乳幼児から高齢者までを対象として、元気で活力のある健康なまちづくりを目指して活動を行っている健康づくりのボランティアです。
S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が Web 上で交流できるツールのことです。
N P O	N P Oとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織（団体）です。日本では、住民が自主的に組織・運営する営利を目的としない住民活動組織という意味で用いられることが多くなっています。また、特定非営利活動法人（N P O法人）とは、平成 10 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（N P O法）」により法人格を付与されたものです。
介護予防・日常生活支援 総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。
後期高齢者	高齢者のうち、75 歳以上の人のことです。
合計特殊出生率	15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。
社会資源	福祉ニーズの充足のために利用・動員される施設・設備、資金・物品、諸制度、技能、知識、人・集団などの有形、無形のハードウェアおよびソフトウェアを総称するものです。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に規定する障がい程度に該当すると認められた場合に、申請に基づき県から交付されるもので、各種サービスを利用するための証明となります。障がいの程度により 1 級から 6 級まであります。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人が、各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により 1 級から 3 級まであり、申請に基づき県から交付されます。
セクシュアルマイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障がいなどの人々のことをいいます。

用 語	説 明
ソフトランディング	望ましい状態への穏やかな移行過程をいいます。
前期高齢者	高齢者のうち、65 歳以上、75 歳未満の人のことです。
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態をいいます。
地域包括支援センター	公正・中立の立場から、(1) 介護予防ケアマネジメント事業、(2) 地域の高齢者等に対する総合相談・支援事業、(3) 高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業、(4) 地域のケアマネジャー支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を担う地域の中核拠点として、各市町村が直営又は社会福祉協議会等への委託により設置しています。
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪のことです。
ドメスティック・バイオレンス	家庭内暴力とも呼ばれる、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のことです。日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われています。
認知症ケアパス	自身や家族、近所の方が認知症になった場合に、どこでどういったサービスを受けることができるのか具体的なイメージをもつことができるように認知症の人の生活機能障がい の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を示したものをいいます。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。およそ 90 分の養成講座を受講するだけで誰でもなることができます。
8050 問題	80 歳代の高齢者が 50 歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題をいいます。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。
フレイル	加齢にともない心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉です。身体的要因(筋力の低下、口腔機能の衰え、低栄養など)、精神・心理的要因、社会的要因などが重なって生じ、筋力量や心身の活力の低下は高齢期に達する前から注意が必要です。

用 語	説 明
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。
療育手帳	知的障がいのある人が、各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度は、A最重度、A重度、B中度、B軽度の4段階に分けられており、申請に基づき県から交付されます。

第4次早島町地域福祉計画

発行年月日 令和3年3月

発行 早島町

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360-1

TEL (086) 482-2483

